

第2期

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和2年2月現在

赤 穂 市

空白ページ

市長あいさつ文

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3
第2章 赤穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 人口や世帯、就労等の状況	4
2. 第1期計画の達成状況	13
3. 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査から	26
4. 子どもの生活実態調査から	38
5. 第2期計画に向けた課題の整理	46
第3章 計画の基本的な考え方	48
1. 基本理念	48
2. 基本的視点	48
3. 基本目標	50
4. 施策の体系	52
第4章 基本施策の推進	53
基本目標1 子どもを安心して産み育てられる支援の充実	53
基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備	60
基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援	63
基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進	68
基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進	71
第5章 事業量の見込みと確保方策	74
1. 教育・保育提供区域の設定	74
2. 第1期計画の達成状況	75
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	76
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	78
第6章 計画の推進体制等	85
1. 計画の推進体制	85
2. 計画の点検・評価	85
第7章 参考資料	86

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済の根幹を揺るがしかねない状況にあります。また、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした状況のなか、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法が成立し、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が開始されました。

この法律では、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」との考え方を基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市でも、平成27年度から5年間を第1期とする「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て支援施策を計画的・総合的に推進してきました。この間、児童虐待や子どもの貧困が深刻な社会問題となり、国では、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や幼児教育・保育の無償化等の子育て支援対策を加速しています。

この度、現「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えるにあたり、引き続き社会状況の変化に対応した子育て支援施策を計画的に推進するため、「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各計画と連携しながら切れ目のない子育て支援施策の充実を図っていきます。

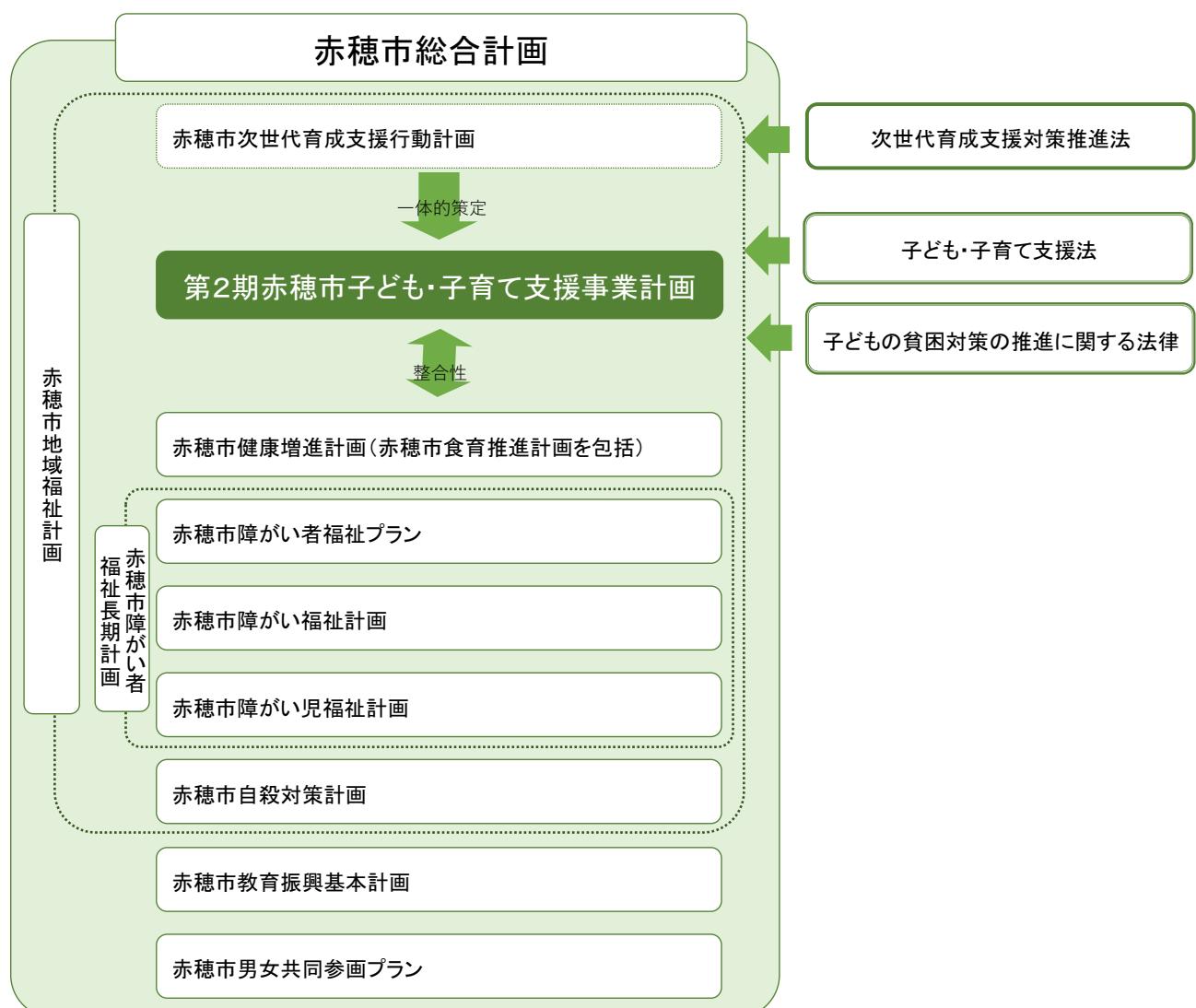
国の動向	
平成24年	○ 子ども・子育て支援関連3法成立
平成27年	○ 改正子ども・子育て支援法施行(仕事・子育て両立支援事業の創設等)
平成28年	○ 幼稚園における待機児童の受け入れ促進(一時預かり事業(幼稚園型)の長時間加算の充実(※一部自治体)及び職員要件の柔軟化)
平成30年	○ 改正子ども・子育て支援法施行(事業主拠出金の率の上限引き上げ等) ○ 子育て安心プランの実施(H30年度～H32年度)※H29年度から前倒し実施 ○ 幼稚園における2歳児等の受け入れ促進(一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)の創設等)
令和元年	○ 改正子ども・子育て支援法施行(幼児教育・保育の無償化)

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の後継計画として一体的に策定するもので、本市の子ども・子育て支援に係る基本施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標量や提供体制を定めるものです。

この計画は、本市の総合的指針である「赤穂市総合計画」を上位計画として、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画となるものです。

また、本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に関する施策を含めるとともに、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。



3. 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
赤穂市子ども・子育て支援事業計画					第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

5. 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、子ども・子育て支援の関係団体、教育関係者、保育関係者、子どもの保護者、公募市民等で構成される「赤穂市子ども・子育て会議」の審議を経て策定しました。

また、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査、子どもの生活実態調査の実施を通じて子育て家庭の現状・ニーズを把握するとともに、パブリックコメントによる市民の意見を計画に反映しています。

第2章 赤穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口や世帯、就労等の状況

(1) 人口の推移

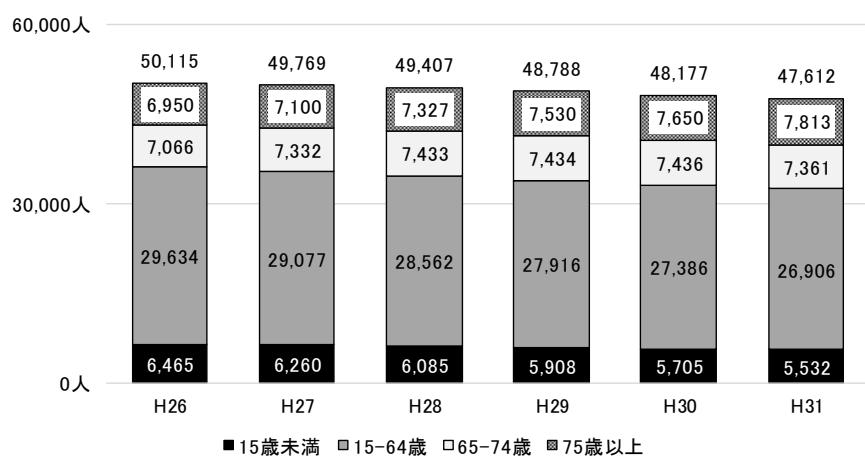
① 人口及び構成割合

本市の人口は、減少傾向であり、平成31年で47,612人となっています。

年齢別では、15歳未満、15~64歳は減少し、65歳以上は増加しています。また、65~74歳は、増加傾向でしたが、平成31年に減少に転じ、75歳以上は増加が続いています。

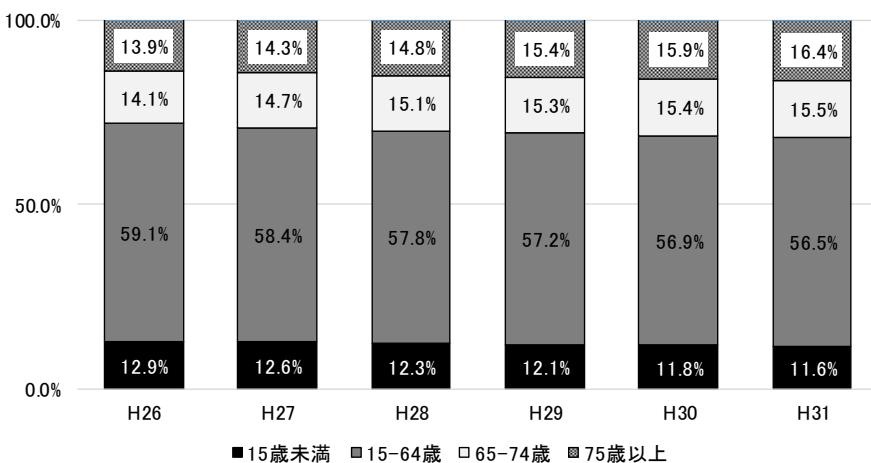
人口の構成割合は、15歳未満、15~64歳は減少傾向ですが、65~74歳、75歳以上は増加傾向となっており、少子高齢化が進行しています。

■ 人口



資料)住民基本台帳(各年4月1日時点)

■ 人口の構成割合

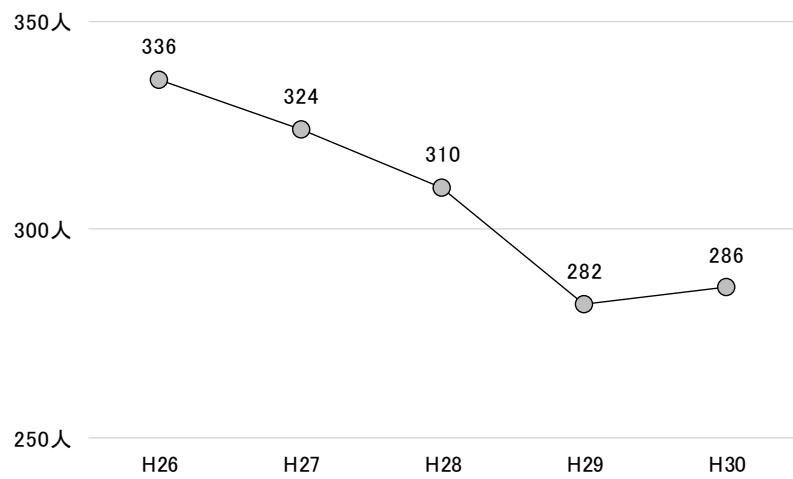


資料)住民基本台帳(各年4月1日時点)

②出生数

出生数は、平成 26 年の 336 人から平成 29 年の 282 人まで減少していましたが、平成 30 年は、若干増加し 286 人となっています。

■出生数



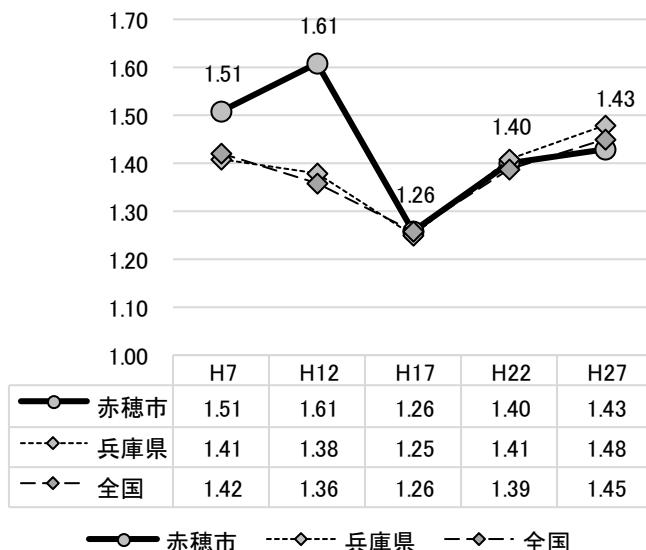
資料)「赤穂市の人口」(各年)

③合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 7 年の 1.51 から平成 17 年の 1.26 まで減少しましたが、その後上昇に転じ、成 27 年は 1.43 となっています。

全国、兵庫県と比較すると、本市は平成 12 年までは全国、兵庫県を上回っていましたが、平成 17 年以降は、全国、兵庫県と同水準か、やや下回っています。

■合計特殊出生率



資料)保健統計年報(兵庫県、各年)

(2)世帯の推移

①一般世帯数及び1世帯あたり人員

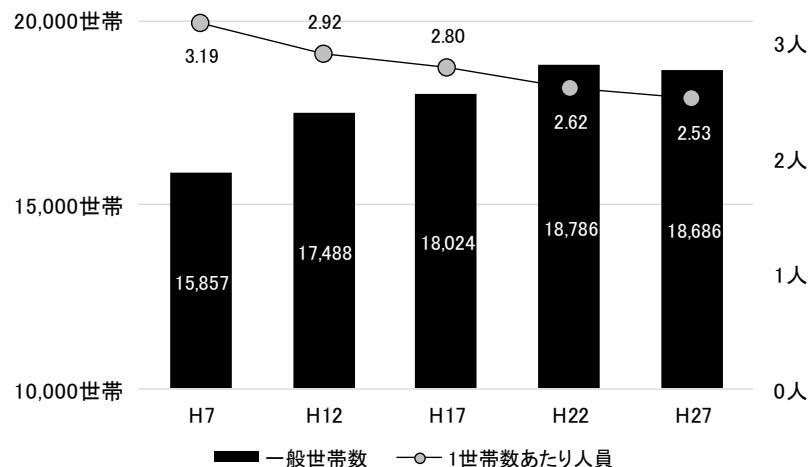
一般世帯数は、増加傾向でしたが、平成27年に若干減少し、18,686世帯となっています。

1世帯あたり人員は減少傾向であり、平成27年で2.53人となっています。

核家族世帯に占める子どものいる世帯の割合は、6歳未満の子どものいる一般世帯数は13.3%、7歳以上18歳未満の子どものいる一般世帯数では23.5%となっています。

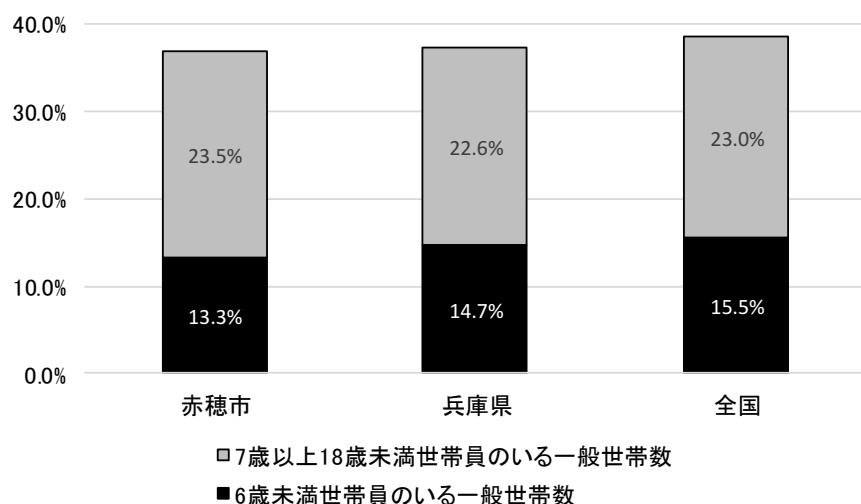
全国、兵庫県と比較すると、本市は6歳未満の子どものいる一般世帯数の割合は全国、兵庫県より低く、7歳以上18歳未満の子どものいる一般世帯数の割合は全国、兵庫県より高くなっています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員



資料)国勢調査(各年)

■核家族世帯に占める子どものいる世帯割合



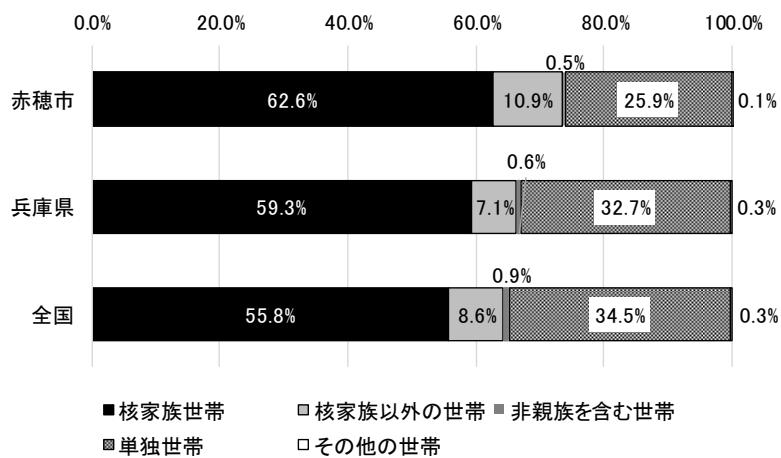
資料)国勢調査(平成27年)

②世帯類型別世帯

世帯類型別では、核家族世帯が62.6%で最も多く、単独世帯が25.9%、核家族以外の世帯が10.9%となっています。

本市では、核家族世帯、核家族以外の世帯の割合が全国、兵庫県より高く、単独世帯の割合が全国、兵庫県より低くなっています。

■一般世帯数に占める世帯類型別の割合



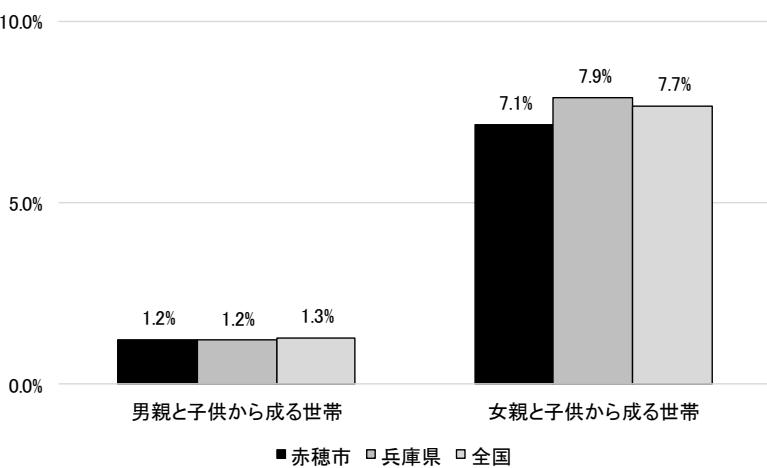
資料)国勢調査(平成 27 年)

③ひとり親家庭世带

一般世帯数のうちひとり親家庭世帯は、男親と子どもから成る世帯が1.2%、女親と子どもから成る世帯が7.1%となっています。

本市では、男親と子どもから成る世帯の割合は全国、兵庫県とほぼ同水準ですが、女親と子どもから成る世帯の割合は全国、兵庫県より低くなっています。

■一般世帯数に占めるひとり親家庭世帯の割合



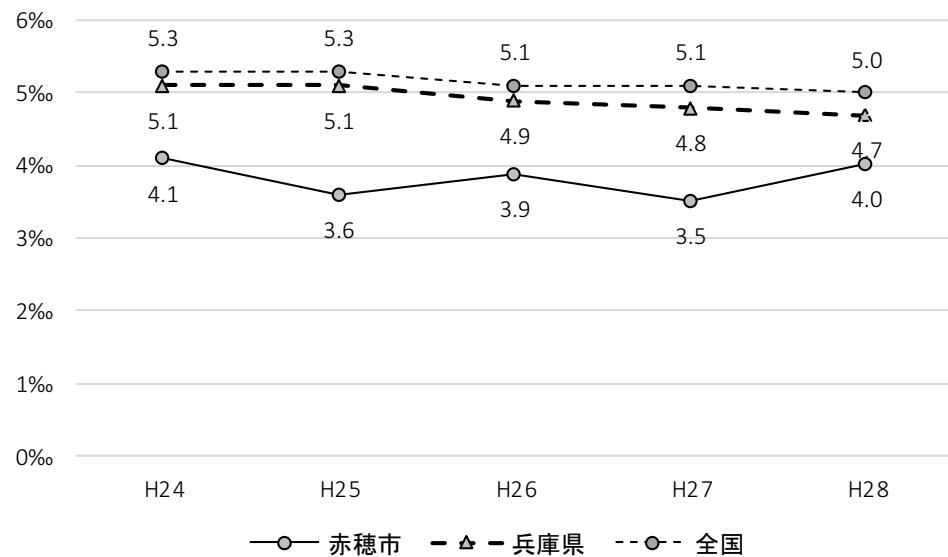
資料)国勢調査(平成 27 年)

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻率は増減を繰り返し、平成28年で4.0となっています。全国、兵庫県と比較すると、全国、兵庫県より下回っています。

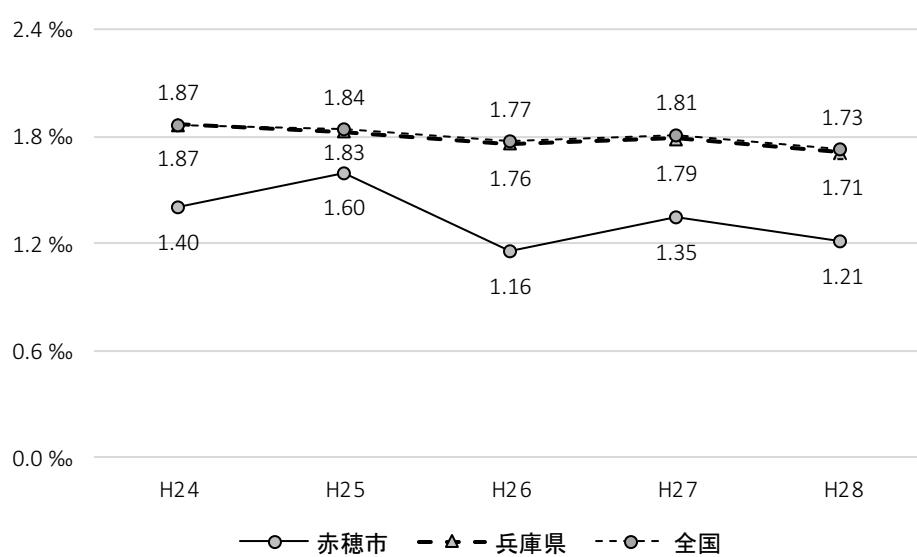
離婚率は増減を繰り返し、平成28年で1.21となっています。全国、兵庫県と比較すると、全国、兵庫県より下回っています。

■婚姻率の推移



資料)人口動態統計、住民基本台帳(各年)

■離婚率の推移

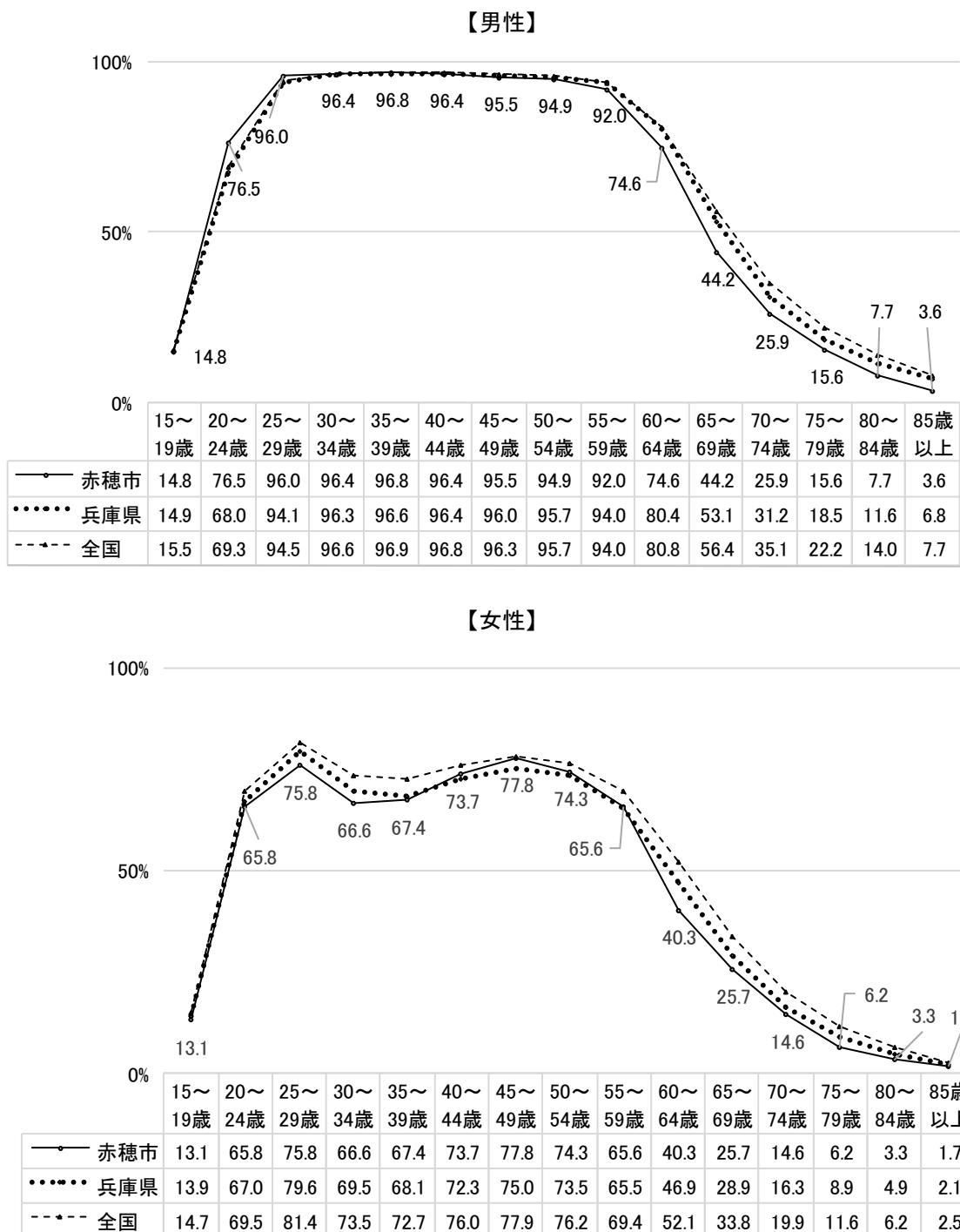


資料)人口動態統計、住民基本台帳(各年)

(4)就労の状況

年齢階層別労働力率は、男性では25歳以上59歳までは9割を超えており、女性では25歳～29歳で7割を超えた後、30歳代が6割台となり、40歳～54歳まで再び7割台となるM字カーブを描いています。M字カーブは、女性が、結婚・出産期にあたる年代に労働力率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することを表す全国的な特徴で、本市も全国、兵庫県と同様の傾向を示しています。

■年齢層別労働力率の状況

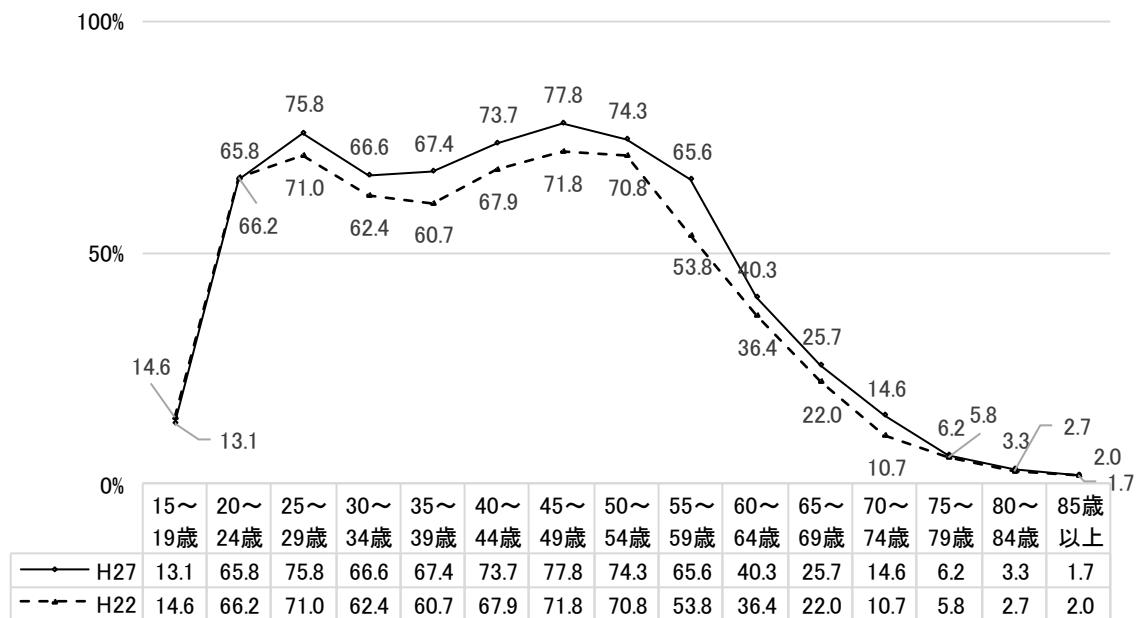


資料)国勢調査(平成27年)

女性の年齢階層別労働力率を平成 22 年と平成 27 年で比較すると、25 歳から 84 歳までどの年齢階層も労働力率が高まっています。

■本市における年齢層別労働力率の推移(平成 22 年、平成 27 年)

【女性】



資料)国勢調査(平成 22 年、H27 年)

(5)将来人口

①量の見込みの前提となる人口推計結果

量の見込みを算出するにあたり、前提となる人口を推計しました。

【推計方法の概要】

- ・対象期間：令和 2 年～令和 6 年（第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の計画期間）
- ・推計方法：コーホート変化率法

過去の人口実績から年齢の変化率（例：0歳から1歳への変化率）を算出し、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、次の年の性・年齢別人口の変化率を用いて推計し、その繰り返しによって将来人口を推計しました。

【過去の人口実績】

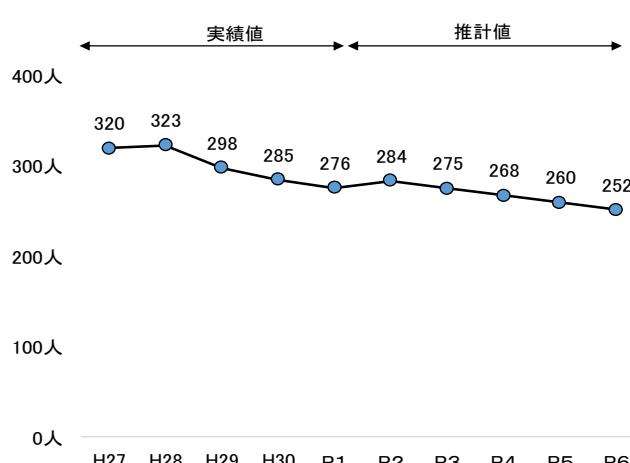
住民基本台帳（平成 26 年～平成 31 年 各年 4 月 1 日時点）

【人口推計の考え方】

本市では、平成 26 年以降、出生数は減少傾向でしたが、平成 29 年から平成 30 年にかけて、若干ながら上昇に転じています。

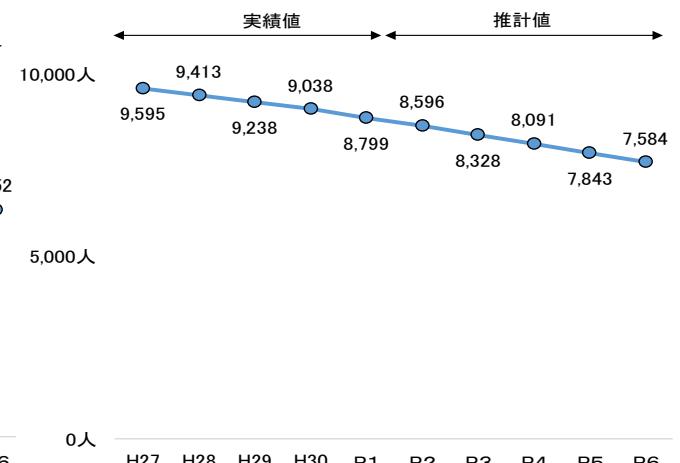
しかしながら、0歳人口に影響のある 15～49 歳の女性人口が減少するため、0歳人口及び人口は、今後、緩やかに減少していくと見込まれます。

■0歳人口の推移



資料)住民基本台帳(各年 4 月 1 日時点)

■15～49 歳人口(女性)の推移



資料)住民基本台帳(各年 4 月 1 日時点)

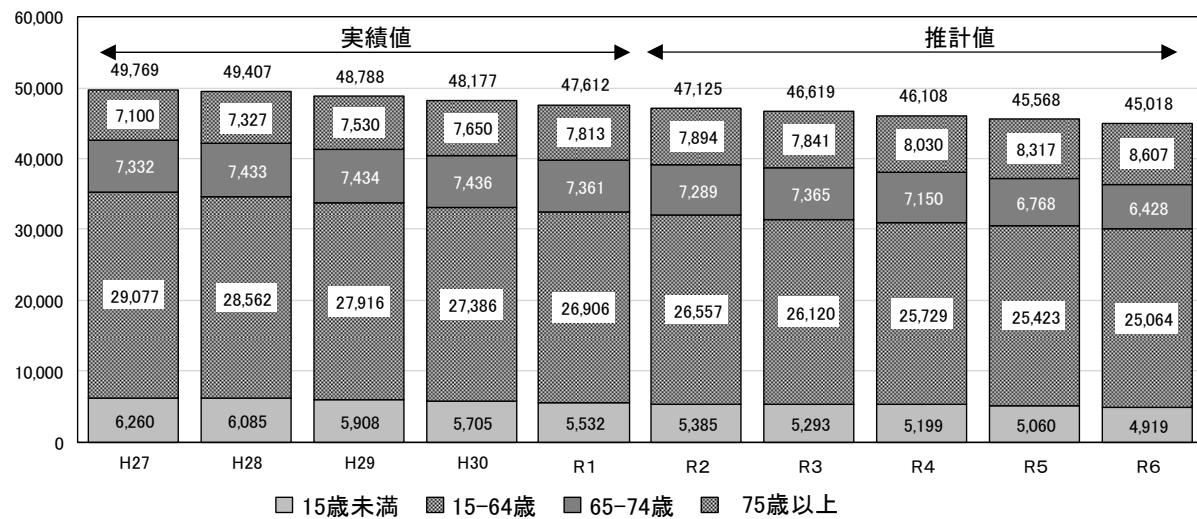
②人口推計の結果

人口は、令和2年の47,125人から令和6年の45,018人まで減少すると予測されます。

就学前児童人口（0～5歳）は、令和2年の1,884人から令和6年の1,719人まで減少すると予測されます。また、就学前児童人口、及び小学生、中・高生人口（0～17歳）は令和2年の6,791人から令和6年の6,125人まで減少すると予測されます。

■人口

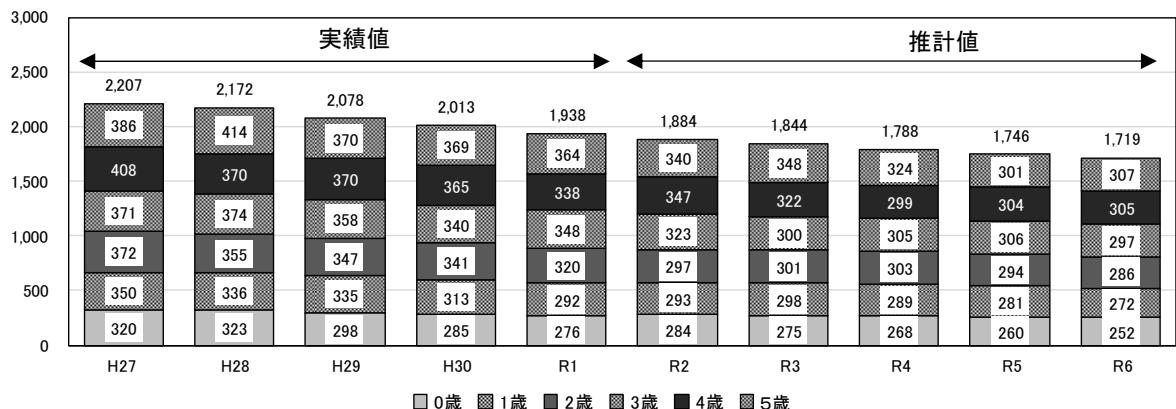
(人)



資料)住民基本台帳(4月1日時点)

■就学前児童人口(0～5歳)

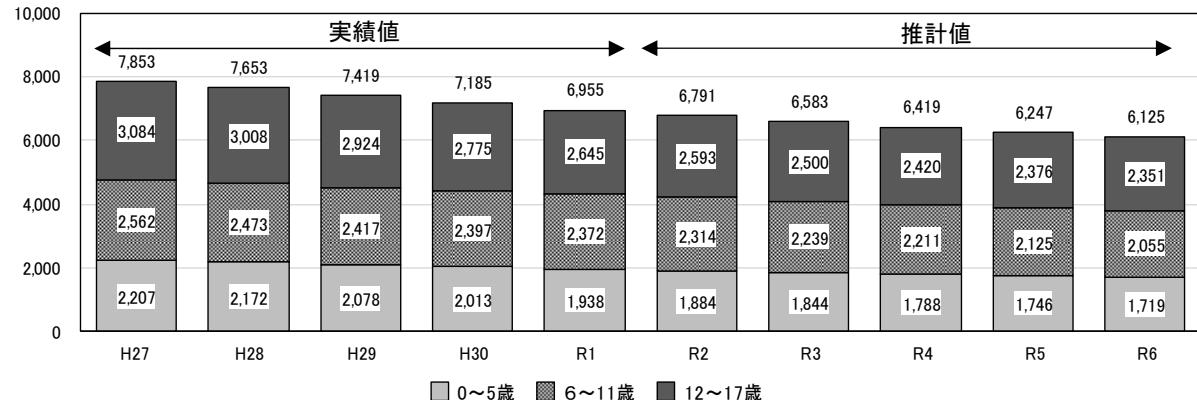
(人)



資料)住民基本台帳(各年4月1日時点)

■児童人口（0～17歳）

(人)



2. 第1期計画の達成状況

第1期子ども・子育て支援事業計画の達成状況は以下のとおりです。計画の施策体系は4つの目標、11の施策の方向で構成されています。（実績については、平成27年度から平成30年度分を記載しています。）

基本目標1 子育てと仕事の両立が図られるよう支援します

施策の方向1 保育サービスの充実														
NO	施策	実績及び効果	評価	担当課										
1	教育・保育の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">●入所希望状況に応じた受入れに努めましたが、平成30年度に待機児童が発生したため、保育士確保への取組を強化しました。●入所希望児童の受入れのため、平成24年度から御崎保育所に仮設保育室を整備し、保育の確保に努めています。●全保育所で生後6か月以上の乳児の保育を実施しました。●園内研修や保育所合同での統一研修のほか、外部研修会への参加を行いました。●私立施設に対しても、保育の質の向上のための研修に補助を行いました。●現在のところ、地域型保育事業は導入していません。	継続	こども育成課 子育て健康課										
2	延長保育の充実	<ul style="list-style-type: none">●全保育所でニーズに応じた延長保育を実施しました。●公立保育所では対応できない時間外保育については、私立保育所やファミリー・サポート・センター事業の紹介により対応を図りました。	継続	こども育成課										
3	土曜日午後保育の実施	<ul style="list-style-type: none">●赤穂保育所において、毎週土曜日の午後7時まで、あおぞら保育園では午後8時まで実施しました。●利用希望者の状況を踏まえて、今後の実施施設の状況を検討しました。	継続	こども育成課										
4	一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none">●家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる乳幼児一時預かりを赤穂すこやかセンター内で実施し、子育て世帯の育児に対する心理的・身体的負担の軽減を図りました。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成28年度</th><th>平成30年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>登録者数</td><td>176人</td><td>374人</td></tr><tr><td>延べ利用者数</td><td>460人</td><td>674人</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">●公立の御崎、坂越、有年の3保育所及び、私立のあおぞら保育園において実施しました。		平成28年度	平成30年度	登録者数	176人	374人	延べ利用者数	460人	674人	継続	子育て健康課 こども育成課	
	平成28年度	平成30年度												
登録者数	176人	374人												
延べ利用者数	460人	674人												
5	病児病後児保育の実施	<ul style="list-style-type: none">●令和元年6月より病児・病後児保育事業を実施しました。	継続	子育て健康課										
6	障がい児保育の整備	<ul style="list-style-type: none">●家庭や保健センター、幼稚園、あしたば園等の関係機関との連携や、専門機関の指導、助言を得て、障がい児保育を実施しました。	継続	こども育成課										

7	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度中に全小学校区でアフタースクールを実施しています。（H27時点・・・6校区） 平成27年度より高学年も利用できるようになりました。 小学校等関係機関と連携し、アフタースクールの円滑な運営に努めました。 全アフタースクールで必要な方について閉所時間を30分延長すると共に、長期休暇時の開設時間を30分早めました。 試行的に関西福祉大学の学生による学習補助事業を塩屋アフタースクールで実施しました。 	継続	生涯学習課																																									
8	放課後子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 赤穂西・高雄・有年・原小学校区において地域住民の参画を得て安全安心な放課後の居場所づくりと交流活動を実施しました。 	継続	生涯学習課																																									
9	公立保育所の運営方針のあり方等の検討	<ul style="list-style-type: none"> 潜在保育士の再就職のため、保育士有資格者研修会を開催し、参加者を臨時（パート）保育士として採用しました。 公立保育所の運営方針について検討しました。 	継続	こども育成課																																									
10	幼稚園教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度施行後もサービスの低下にならないよう幼稚園運営の充実に努めました。 平成30年度に塩屋幼稚園において3歳児保育試行を開始しました。 平成31年度（令和元年度）には塩屋幼稚園、尾崎幼稚園の2園で試行実施し、令和2年度は赤穂幼稚園、塩屋幼稚園、尾崎幼稚園の3園で試行実施します。 幼稚園3歳児保育の実施に向け、先進園視察や研修などを行いました。 <p>3歳児保育申込状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施園</th> <th colspan="2">平成29年度 (30年度入園)</th> <th colspan="2">平成30年度 (元年度入園)</th> <th colspan="2">令和元年度 (2年度入園)</th> </tr> <tr> <th>募集人数</th> <th>申込人数</th> <th>募集人数</th> <th>申込人数</th> <th>募集人数</th> <th>申込人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩屋幼稚園</td> <td>25</td> <td>54</td> <td>25</td> <td>36</td> <td>25</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>尾崎幼稚園</td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>31</td> <td>25</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>赤穂幼稚園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>54</td> <td>50</td> <td>67</td> <td>75</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table>	実施園	平成29年度 (30年度入園)		平成30年度 (元年度入園)		令和元年度 (2年度入園)		募集人数	申込人数	募集人数	申込人数	募集人数	申込人数	塩屋幼稚園	25	54	25	36	25	35	尾崎幼稚園			25	31	25	27	赤穂幼稚園					25	31	計	25	54	50	67	75	93	拡充	こども育成課
実施園	平成29年度 (30年度入園)			平成30年度 (元年度入園)		令和元年度 (2年度入園)																																							
	募集人数	申込人数	募集人数	申込人数	募集人数	申込人数																																							
塩屋幼稚園	25	54	25	36	25	35																																							
尾崎幼稚園			25	31	25	27																																							
赤穂幼稚園					25	31																																							
計	25	54	50	67	75	93																																							
11	幼保一体化の検討・推進	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児保育の実施、認定こども園の設立等、就学前教育保育のあり方について検討しました。 幼稚園3歳児保育の実施に向け、計画的な職員採用を行いました。 	継続	こども育成課 子育て健康課																																									
12	利用者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 国の幼児教育・保育の段階的無償化に向けた取組に合わせ、利用者負担額の基準を見直しました。 	継続	こども育成課																																									

施策の方向2 子育て支援制度・サービスの充実

NO	施策	実績及び効果	評価	担当課
13	子育て学習センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や活動内容が異なる子育てグループ活動を実施し、子育て支援機能の充実を図るとともに、未就園児とその親の交流の場の提供づくりに努めました。 市民会館や地区公民館において年間30回程度、子育て支援のためのセンター行事を実施しました。 月1回、面接や電話により気軽に悩みを相談できる子育て相談を実施しました。 	継続	生涯学習課

14	ファミリー・サポート・センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 会員相互の助け合いにより、ニーズにあわせて預かりや送迎などの子育て支援を実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼会員</td><td>464 人</td><td>465 人</td></tr> <tr> <td>提供会員</td><td>130 人</td><td>134 人</td></tr> <tr> <td>両方会員</td><td>18 人</td><td>23 人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>612 人</td><td>622 人</td></tr> <tr> <td>活動件数</td><td>1,490 件</td><td>1,573 件</td></tr> </tbody> </table>		平成 27 年度	平成 30 年度	依頼会員	464 人	465 人	提供会員	130 人	134 人	両方会員	18 人	23 人	合計	612 人	622 人	活動件数	1,490 件	1,573 件	継続	子育て健康課
	平成 27 年度	平成 30 年度																				
依頼会員	464 人	465 人																				
提供会員	130 人	134 人																				
両方会員	18 人	23 人																				
合計	612 人	622 人																				
活動件数	1,490 件	1,573 件																				
15	行催事の開催時の託児サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性がん検診受診時に乳幼児の託児を行い、検診を受けやすい環境づくりを行いました。 	継続	保健センター																		
16	子育てに関する情報提供機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等を通じて、子育てに関する情報等を発信し、制度等の周知に努めました。 平成 29 年度より子育て支援総合サイト、子育て応援ナビ「赤穂すくすくキッズ」により、子育て支援サービスやイベント情報、予防接種情報等を発信しました。 登録者数 517 人（平成 31 年 3 月現在） 利用者支援員を 1 名配置し、相談体制を確保しました。 	継続	子育て健康課																		
17	相談機関のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、主任児童委員等と連携を図り、全体会議や個別ケース会議により相談支援体制の強化に努めました。 兵庫県が主催する研修に参加し、家庭児童相談員等の資質向上を図りました。 児童相談所等と連携をとり、様々な個別ケースに対し、取組を行いました。 平成 30 年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行いました。 	継続	子育て健康課 保健センター こども育成課																		
18	子育て世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 中学校修了までの子どもを養育している保護者に対して「児童手当」を支給しました。限度額以上の所得のある方には「特例給付」として支給しました。 乳幼児等医療費について、県では所得判定単位を「世帯合算」に改めていますが、本市では子育て支援等の観点から世帯合算は行わず、県の対象から外れる人に対しても、引き続き、市単独事業により助成しました。 平成 28 年度より、高校生世代を対象に、入院医療費の自己負担分を全額助成しました。 平成 28 年度より、高校生世代までの子どもを 3 人以上養育している国民健康保険加入世帯について、国保税均等割額を 3 人目は 2 分の 1 減額し、4 人目以降は免除しました。 	継続	子育て健康課 医療介護課																		
19	就学援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の就学援助が必要な家庭の生活状況の把握に努め、就学援助費を適正に執行し、低所得者世帯等の就学に寄与しました。 	継続	教育委員会総務課																		

施策の方向3 仕事と子育ての両立の推進				
NO	施策	実績及び効果	評価	担当課
20	子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスをテーマにした男女共同参画啓発パンフレットを作成し、「男女共同参画フォーラム」や「男女共同参画週間展」において配布しました。 ●『女性センターだより』『すてっぷ巴』などの情報誌に啓発記事を掲載し、回覧広報による挟込みにより広く市民の啓発につとめました。 ●平成28年度より「女性のための働き方セミナー」「女性のためのチャレンジ相談」を開催し、自分に合った多様な働き方について考える機会を提供しました。 	継続	市民対話課
21	ゆとりある労働環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●赤穂市男女共同参画プランによる女性が働き続けるための環境を整備するため、労働者300人以下の民間事業主への一般事業主行動計画の策定の促進、企業や事業主・職場などに対し、理解と協力を働きかけることの必要性をさらに強めました。 	継続	子育て健康課 市民対話課
22	就業・再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●（公財）ひょうご仕事と生活センターが発行する啓発チラシを市内企業や事業主に対して送付し、ワーク・ライフ・バランスについて理解と取組の働きかけを行いました。 	継続	産業観光課
23	男女共同による子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ●赤穂市女性団体懇話会の育成に努め、平成29年度からは加入団体への参加を呼びかけました。また、情報誌『すてっぷ巴』で啓発記事を取り上げるなどわかりやすい情報発信に努めました。 ●男女共同参画市民講座（全3回）、男女共同参画フォーラムの開催により、広く一般市民に男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行いました。男女共同参画フォーラムにおいては、徐々に男性の参加が増え、男女共同参画社会づくりを考える機会とすることができます。 平成27年度 25.8%→平成30年度 49.0% ●平成29年度からは第2次男女共同参画プラン（一部見直し）に掲げる目標を推進するため、成人祝賀式における啓発リーフレットの配布や自治会活動における男女共同参画に関するアンケートを実施しました。 ●保育所や幼稚園で、運動会など父親と子どもが一緒に参加できる行事を実施しました。 ●保育所や幼稚園では、中学生のトライやるウィークの受入れを行い、乳幼児とのふれあい体験の機会として、また健全な母性・父性を養う機会として学んでもらいました。 ●平成30年度よりプレママ・プレパパクラスにおいて、妊婦やそのパートナー等に妊娠期から育児に関する知識や技術習得及び育児仲間づくりをする機会を提供し、育児に対する意識の醸成を図りました。 	継続	市民対話課 保健センター こども育成課 指導課

基本目標2 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します

施策の方向1 家庭や地域の子育て力の向上

No	施策	実績及び効果	評価	担当課
24	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	●広報紙やホームページに加えて、平成29年度より子育て応援ナビ「赤穂すくすくキッズ」、平成30年度より子育てアンバサダーによるインスタグラムを活用し、随時情報提供を行いました。	継続	子育て健康課
25	各種子育て相談の充実	●児童虐待をはじめ、多様化・複雑化する問題に対応するため、平成30年度より要保護児童対策調整員を配置しました。 ●家庭児童相談員及び要保護児童対策調整員による窓口相談のほか、児童相談所をはじめ、関係機関との連携を図り、迅速かつ適切に個別ケースに対応しました。 ●より専門性を高めるため、研修を受講し、家庭児童相談員及び要保護児童対策調整員の資質向上に努めました。 ●平成30年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行いました。 ●保育所、幼稚園では、電話や電子メール、窓口等での子育て相談を行いました。	継続	子育て健康課 保健センター こども育成課
26	親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実	●保育所ではキンダースクール事業、幼稚園では未就園児保育事業を実施し、親子がともに参加し、保護者が子育てについて学べる機会を提供しました。 ●市立保育所では、10時から11時までの園庭開放の日を設けています。 ●子育て応援隊さんや、キッズさんにおいて、子どもを持つ保護者に対し、母親同士の仲間づくりや子育ての相談を行える場を提供しました。 ●絵本の読み聞かせを通じて読書習慣の形成や図書館への理解を深めました。 ●保健センターで実施する5か月児ベビーレッスンを受診する親子を対象に、赤ちゃん向けの絵本などを入れたブックスタート・パックを配布しています。 ●配布後の支援として、平成16年度から1歳と2歳児の親子を対象とした「いないいないばあ」の会を実施し、親子のふれあいの場を提供しています。 (平成22年度から毎月第2金曜日に実施)	継続	こども育成課 保健センター 図書館
27	子育て支援の人材育成の促進	●子育て学習センターにおいて子育てサポート養成講座を2回実施し、地域の子育てリーダーの養成を行いました。	継続	子育て健康課 生涯学習課
28	母親クラブの充実	●市内6つの母親クラブの活動に対して補助金を支給しました。	継続	子育て健康課 生涯学習課
29	地域・学校園所・大学の連携の推進	●地域住民による交通指導員が子どもたちの登下校における安全確保に努めました。 ●保育所や幼稚園では、中学生のトライやるウィークの受け入れを行い、若い世代が子どもに関わるボランティア活動等の機会を提供しました。また、大学生の教育実習の受け入れ、各種調査・研究事業への協力を行いました。	継続	危機管理担当 こども育成課 指導課

		た。 ●地域と学校が連携し、スクールガードリーダーによる登下校中の安全確保や、学習支援活動を実施しました。		
30	地域における子育て支援意識の醸成	●11月の児童虐待防止月間に合わせ、公共施設等にのぼり旗を設置したほか、広報紙への記事掲載により、啓発活動を行いました。 ●啓発用冊子、啓発用封筒を作成しました。	継続	子育て健康課
31	イベントの実施及び情報の提供	●子どもを対象にしたイベント情報の提供を隨時、広報紙やホームページ等で行いました。	継続	子育て健康課 保健センター こども育成課 生涯学習課
32	若者の交流の場づくり	●平成26年度以降、赤穂市社会福祉協議会に補助金を交付して、出会いの広場事業を8回実施しました。	継続	子育て健康課

施策の方向2 子どもの安全を守る生活環境の整備				
NO	施策	実績及び効果	評価	担当課
33	福祉のまちづくり推進	●高齢者や障がい者等を含むすべての人が、安全かつ自由に移動し、活動できる社会を構築するために、市道の段差解消や園路改修、トイレ改修等を実施しました。	継続	社会福祉課
34	子ども連れの利用に配慮した施設整備と情報提供	●バリアフリーに関する情報を市のホームページ等を通じて提供しました。 ●子ども連れに配慮した施設のバリアフリー化工事を実施しました。	継続	子育て健康課 社会福祉課
35	地域での安心・安全ネットワークづくり	●保育所・幼稚園において、災害や不審者などの情報が速やかに伝達できるよう、メールシステムの整備と保護者の利用促進に努めました。※メールシステム…指導課 ●PTAが主体となり、自治会等地域住民と協力し、地域の実態に合わせた活動を行いました。 ●連絡メールシステムを活用し不審者等の情報を速やかに配信することができました。 ●各地区の防犯グループ、「赤穂みまわり隊」の青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施し、児童・生徒の安全確保に努めました。また、防犯協会、警察及び各種団体とも連携し、街頭での啓発をはじめとする防犯活動を開催しました。 ●防犯協会、青少年育成センターと連携し、市内の小・中学生を対象に防犯標語を募集、優秀作品に選ばれた標語ののぼり旗と車両貼付用マグネット式ボディパネルを作成し、まちづくり防犯グループを通じ公園や通学路にのぼり旗を掲示するとともに、公用車にボディパネルを張り付けて広報活動を実施しました。	継続	こども育成課 生涯学習課 指導課 危機管理担当 子育て健康課
36	地域における見守りの促進	●PTAが主体となり、自治会等地域住民と協力し、地域の実態に合わせた活動を行いました。	継続	生涯学習課
37	防犯灯の設置の促進	●子どもが安全に通行できるよう、危険個所に防犯灯を設置しました。 公共灯 196灯 自治会灯 37灯 合計 233灯	継続	建設課
38	交通安全対策の推進	●交通安全運動期間中を中心に、警察・交通安全協会・市が連携し、街頭活動等を行い、交通安全啓発に努めました。	継続	危機管理担当

		<ul style="list-style-type: none"> ● 3 幼稚園、10 小学校、3 中学校において交通安全教室を開催し、交通ルールの啓蒙に努めました。 ● 地域の交通指導員、PTA 等により通学路の立番を実施しました。 ● 交通安全グッズを幼稚園、小学校の新入園児、児童に配布し、交通安全啓発を行いました。 											
39	幼児 2 人同乗用自転車の購入助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭の経済的な負担を軽減並びに子ども及び保護者の安全を図ることを目的に、支給要綱に基づき、購入費を助成しました。 <p>助成額 購入費の 2 分の 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>43 件</td> <td>35 件</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>1,591 千円</td> <td>1,187 千円</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27 年度	平成 30 年度	助成件数	43 件	35 件	助成金額	1,591 千円	1,187 千円	継続	子育て健康課
	平成 27 年度	平成 30 年度											
助成件数	43 件	35 件											
助成金額	1,591 千円	1,187 千円											

基本目標3 すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します

施策の方向1 きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援				
N0	施策	実績及び効果	評価	担当課
40	養育支援訪問事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育支援を行いました。 	継続	保健センター
41	障がいのある子どもの早期発見・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診等において判明した言葉の発達の遅れや行動面において問題がある子どもを対象に精神精密事後指導教室における支援を行い、子どもの発達を促すような関わりを行いました。 ●発達に障がいのある子どもを持つ保護者を対象に良好な親子関係を構築するための家庭療育支援講座「ペアレントトレーニング」を実施しました。 ●「こども発達相談」を実施し、精神発達面に問題のある児童に対し、小児神経科医師による専門的な相談、指導を行い、保護者の子どもの発達に対する理解を深めるための支援を行いました。 ●家庭児童相談を通じ、配慮が必要な子どもの早期発見と関係機関との調整に努めました。 ●家庭児童相談員が、保育所入所判定委員会に出席し、配慮が必要な子どもの支援について助言を行いました。 	継続	保健センター 子育て健康課
42	発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいのある子どもに関する相談支援活動を推進しました。 ●スクールソーシャルワーカーなど関係機関との連携を密にして個別の対応を行いました。 	継続	指導課
43	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校では、特別支援教育指導補助員の資質向上のための研修を行い、児童生徒の特性に応じた個別の対応を行うことができました。 ●幼稚園における特別支援教育のために、補助教諭を配置し、また、就園前保育での早期発見に努め、関係機関とも連携しながら、一人ひとりの心身の発達に応じた幼児教育を実施しました。 	継続	指導課 こども育成課
44	障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●全保育所で、一人ひとりの障がいの種類・程度に応じて、家庭や専門機関との連携を密にしながら実施しました。 ●障がいの程度に応じて保育士の加配を行い、きめ細かな保育を実施しました。 	継続	こども育成課
45	療育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●定員を20人から25人に増員し、年齢別保育やSSTグループの実施など従来の枠組みに捉われず、発達年齢に合わせた課題の解決ができるよう支援の充実を図りました。 ●特別な支援が必要な子どもの早期支援連絡会や赤穂市障害者自立支援協議会こども部会等において、関係機関、相談支援事業所等と情報交換し、よりきめ細かな療育体制の構築を図りました。 ●西播磨4市3町共同で児童発達支援センターたんぽぽを運営し、専門性の高い療育サービスの提供を行いました。 	継続	社会福祉課

46	障がい児（者） 福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて、計画相談等をもとに必要性を見極め、ニーズにあったサービスを提供しました。 ●補装具給付事業により、車いす、補聴器などの給付を行いました。 ●日常生活用具給付等事業により、ストーマ装置、紙おむつなどの生活していくうえで必要となる用具等の給付を行いました。 ●移動支援事業により、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行いました。 ●日中一時支援事業により、介護者の一時的な休息等のための支援を行いました。 	継続	社会福祉課																
47	障がいがある 子どもの社会 参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業などの障害児通所支援を関係事業所と連携して必要なサービス提供に努めました。 ●赤穂市障害者自立支援協議会こども部会等の枠組みを活用して支援体制の充実を図りました。 	継続	社会福祉課																
48	虐待の予防と 早期発見への 取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援や関係機関との連携強化により虐待の予防、早期発見に取り組みました。 ●虐待の予防、早期発見を行うため、関係機関と連携を図りながら、児童の健全育成を進めました。 ●11月の児童虐待防止月間に合わせ、公共施設等にのぼり旗を設置したほか、広報紙への記事掲載により、啓発活動を行いました。 ●啓発用冊子・啓発用封筒を作成しました。 	継続	保健センター 子育て健康課																
49	配偶者等から の暴力（DV） の防止と相談 支援体制の確 立	<ul style="list-style-type: none"> ●赤穂市女性交流センターにおいて、女性電話相談・面接相談を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性電話相談 火～金曜日 13:00～16:00 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65件</td> <td>67件</td> <td>45件 (うちDV相談3件)</td> <td>66件 (うちDV相談1件)</td> </tr> </tbody> </table> ・面接相談(女性問題専門相談) 毎月第3火曜日 13:00～16:00 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26件</td> <td>24件</td> <td>25件 (うちDV相談10件)</td> <td>27件 (うちDV相談6件)</td> </tr> </tbody> </table> ●若年層に対する啓発を推進するため、成人祝賀式で出席者にDV啓発のリーフレットを配布し、DVの相談窓口等をPRしました。また、平成29年度からは、学生を対象としたデータDV防止講座を開催しました。 (平成29年度) 関西福祉大学 学生85名教職員20名計105名 (平成30年度) 赤穂高等学校 学生505名教職員20名計525名 ●女性交流センターだより・広報あこうによる記事掲載を通じ、広くDV防止の啓発を行いました。その結果、特に高齢者の相談が微増するなど、徐々に効果が表れております。 ●DVについての正しい理解を得るために学習を深めました。 ●母子・父子自立支援員による相談を実施しました。 	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	65件	67件	45件 (うちDV相談3件)	66件 (うちDV相談1件)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	26件	24件	25件 (うちDV相談10件)	27件 (うちDV相談6件)	継続	市民対話課 指導課 子育て健康課
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																	
65件	67件	45件 (うちDV相談3件)	66件 (うちDV相談1件)																	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																	
26件	24件	25件 (うちDV相談10件)	27件 (うちDV相談6件)																	
50	ひとり親家庭 の自立支援 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の自立に向け、高等職業訓練促進給付金を給付しました。 	継続	子育て健康課																

51	ひとり親世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立支援を目的に、児童扶養手当を支給しています。 ●母子家庭等医療費について、兵庫県が児童扶養手当の一部支給基準から全部支給基準以下に所得制限を改めたことにより、助成対象から外れることになった人に、市単独事業により助成しました。 	継続	子育て健康課 医療介護課
----	-----------------	--	----	-----------------

施策の方向2 子どもや母親の健康の確保				
No	施策	実績及び効果	評価	担当課
52	健診事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠婦、乳児の健康診査費用や検査費用の助成を行いました。 ●乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査を実施するとともに、受診勧奨に努めました。 ●健診において支援が必要となった子どもに対して、教室や相談機関の紹介などを行いました。 	継続	保健センター
53	妊娠婦・新生児訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行いました。 ●産後ケア事業により、家族等から産後の援助を受けることができない産婦に対し、育児指導を行いました。 ●産婦、新生児のいる家庭を訪問し、指導の充実を図りました。 	拡充	保健センター
54	マタニティマークの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳（親子健康手帳）交付時にマタニティマークに関する情報提供を行い、マタニティマークの普及啓発を行いました。 	継続	保健センター
55	予防接種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診時や訪問時に予防接種の接種勧奨を行い、接種率の向上に努めました。 ●任意の予防接種（子どものインフルエンザ及び風しん）の費用助成を行いました。 	継続	保健センター
56	乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診、相談及び訪問等において、子どもの健康管理等に関する学習機会を提供しました。 	継続	保健センター
57	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生及びその保護者を対象としたレシピコンテストや、食文化の伝承のための郷土料理教室を開催し、食に触れ合う機会の提供や食育に関する知識の普及を図りました。 	継続	保健センター
58	子育て応援隊活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する相談を行い、子育ての不安解消や虐待防止等に努めました。 	継続	保健センター
59	保健センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度より赤穂すこやかセンターに保健センターを移設し、平成30年度には、子育て世代包括支援センターを設置しました。 	完了	保健センター

施策の方向3 小児医療体制の整備

NO	施策	実績及び効果	評価	担当課
60	小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の病院、診療所から紹介患者を受け入れ、当院で対応できない場合は、専門の医療機関へ紹介し、小児患者へ適切な医療を提供しました。 ●地域医療連携会議を開催し、地域の医療機関と顔の見える関係づくりに努め、病診連携における問題点の改善を図りました。また、西播磨医療圏域の地域医療支援病院として、その中核的な役割を担い、診療にありました。 ●夜間・休日の診療における小児科医のオンコール体制の実施により、救急診療体制の充実を図りました。 ●西播磨圏域小児科救急対応病院群輪番制に参加し、医師、研修医が夜間、休日等の小児科に係る第2次救急医療体制を実施しました。 	継続	市民病院 保健センター
61	小児医療機関の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な機会を通じ、小児救急医療相談の普及に努めました。 	継続	保健センター
62	不妊に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県が実施する特定不妊治療費助成事業に上乗せ助成を行いました。 	継続	保健センター
63	かかりつけ医の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●担当医師から患者に対して身近なかかりつけ医を持つよう医療機関のリーフレットを用いて普及啓発を行い、病状が安定した患者様についてはかかりつけ医となる医療機関へ積極的に逆紹介を行いました。 ●様々な機会を通じ、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の必要性について啓発を行いました。 	継続	市民病院 保健センター
64	乳幼児等医療費助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費の一部として、乳幼児等医療費助成、母子家庭等医療費助成、重度障害児（者）医療費助成を実施しました。 ●高校生等入院医療費の自己負担分を全額助成しました。 ●医療を必要とする未熟児に対して、入院医療費のうち自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額について助成しました。また、世帯の所得税額等に応じた自己負担金を徴収しないことで、負担軽減を図りました。 	継続	医療介護課

基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます

施策の方向1 豊かな心と健康なからだの育成推進

NO	施策	実績及び効果	評価	担当課
65	心豊かな子どもの育成をめざした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の教育や保育に必要な指導力を身に付けるため、保育士、幼稚園教諭が各種研修会に参加し、研鑽に努めました。 ● 保育所では、心豊かな感性を育むため、和太鼓を使用し情操教育を実施しました。 ● 保育所、幼稚園では、学校給食センターと連携協力し、健康教育や食育に関する取組を実施しました。 ● 小学校6年生全員が、子ども忠臣蔵検定に挑戦しました。 	継続	こども育成課 指導課
66	子どもが学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● トライやるウィークや保育所訪問等で乳幼児とふれあう機会を設定し、子育ての体験を行いました。 ● 学校での環境体験学習や自然学校、キャリア教育等の学習で多くの体験を行い、自然や社会に対する意識関心を高めることができました。 	継続	こども育成課 指導課
67	学校等における思春期の保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 思春期の子どもの健全育成のために、性についての学習に取り組みました。 	継続	指導課
68	青少年に対する健康教育・保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、各中学校区の保育所、幼稚園及び小中学校が同一歩調で、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の習得に取り組みました。 ● 「早寝早起き朝ごはん」運動推進に係る生活実態調査を実施しました。 ● 小中学校において、性、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する教育を行いました。 	継続	指導課

施策の方向2 学校教育環境の整備

NO	施策	実績及び効果	評価	担当課
69	特色ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に開かれた学校づくりを推進するため、下記の取組を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校においてオープンスクール、学校評議員制度の実施や学校運営協議会の設置と研究 ・地域の方をゲストティーチャーに招いての授業の実施 ・まちづくり協議会の協力によるあいさつ運動や地域巡回の実施 ・基礎・基本の学力の定着、確かな学力の向上を図るために、研究校を指定し、実践を広めました。 ● 子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実するため、少人数授業の推進や学習指導方法の改善に努めました。 	継続	指導課
70	幼保小連携教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園、保育所と小学校との行事等の交流を通して、連携した教育を推進することができました。 	継続	こども育成課 指導課
71	学校の組織力と教職員の資質向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員一人ひとりが資質向上を図り、学校の教育力を高めるために研修を充実しています。若い年代、経験のある世代など、キャリアに応じた研修を行いました。 	継続	指導課

72	指導相談活動の充実	●児童生徒交流会を実施し、いじめや暴力のない学校づくり、通いたい学校づくりについて意見交流を行いました。	継続	指導課
----	-----------	--	----	-----

施策の方向3 青少年の健全な育成のための環境整備																			
NO	施策	実績及び効果	評価	担当課															
73	身近な遊び場の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●赤穂市文化とみどり財団に委託し適正な維持管理に努めました。 ●専門技術者による遊具の定期点検を実施し状況把握を行い、子どもが安心して遊べる環境整備に努めました。 ●公園長寿命化計画及び定期点検結果に基づき、遊具の修繕、更新を行いました。 	継続	都市整備課															
74	児童館の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て拠点施設として、午前10時から午後5時まで開館し、利用の促進を図りました。 ●老朽化した施設整備を行い、施設の利便性向上を図りました。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童館名</td> <td>加里屋・塩屋・赤穂東</td> <td>加里屋・赤穂東・坂越</td> <td>加里屋・赤穂東</td> <td>塩屋</td> </tr> <tr> <td>整備内容</td> <td>駐車場、館銘板設置、災害時用テレビ</td> <td>耐震診断、エアコン、災害時用テレビ</td> <td>施設整備</td> <td>広場改修ほか</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	児童館名	加里屋・塩屋・赤穂東	加里屋・赤穂東・坂越	加里屋・赤穂東	塩屋	整備内容	駐車場、館銘板設置、災害時用テレビ	耐震診断、エアコン、災害時用テレビ	施設整備	広場改修ほか	継続	子育て健康課
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度															
児童館名	加里屋・塩屋・赤穂東	加里屋・赤穂東・坂越	加里屋・赤穂東	塩屋															
整備内容	駐車場、館銘板設置、災害時用テレビ	耐震診断、エアコン、災害時用テレビ	施設整備	広場改修ほか															
75	心の問題に配慮した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年育成センターで相談などの対応を行いました。また、地域サポートチーム会議を各校区で開催し、共通理解を図り対応を協議しました。 ●スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携して、個別の事案に対応することができています。 ●こころの教室相談員を配置し、心の悩みや不安を持つ子どもたちの安心した空間を確保することができました。 	継続	指導課															
76	児童・青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・青少年が社会の中で健全に成長できるよう、サポートを行いました。 ●専門的な関係機関・団体や地域と密接な連携を図り、未然防止、事後対応など非行防止に努めることができました。 	継続	指導課															
77	有害情報から子どもを守る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちにとっての有害情報等については、子どもの保護者に対して注意喚起を行っています。 ●PTAの家庭教育学級等において、インターネットやスマートフォンなどによる有害情報に関する研修会を実施しました。 	継続	こども育成課 生涯学習課															

3. 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査から

(1) 調査の概要

①目的

この調査は、赤穂市内の就学前や小学生の児童がいる世帯の保護者を対象として、本市における子育てに関する現状や、子育て支援サービスの利用希望などを把握することを目的として実施しました。

②概要

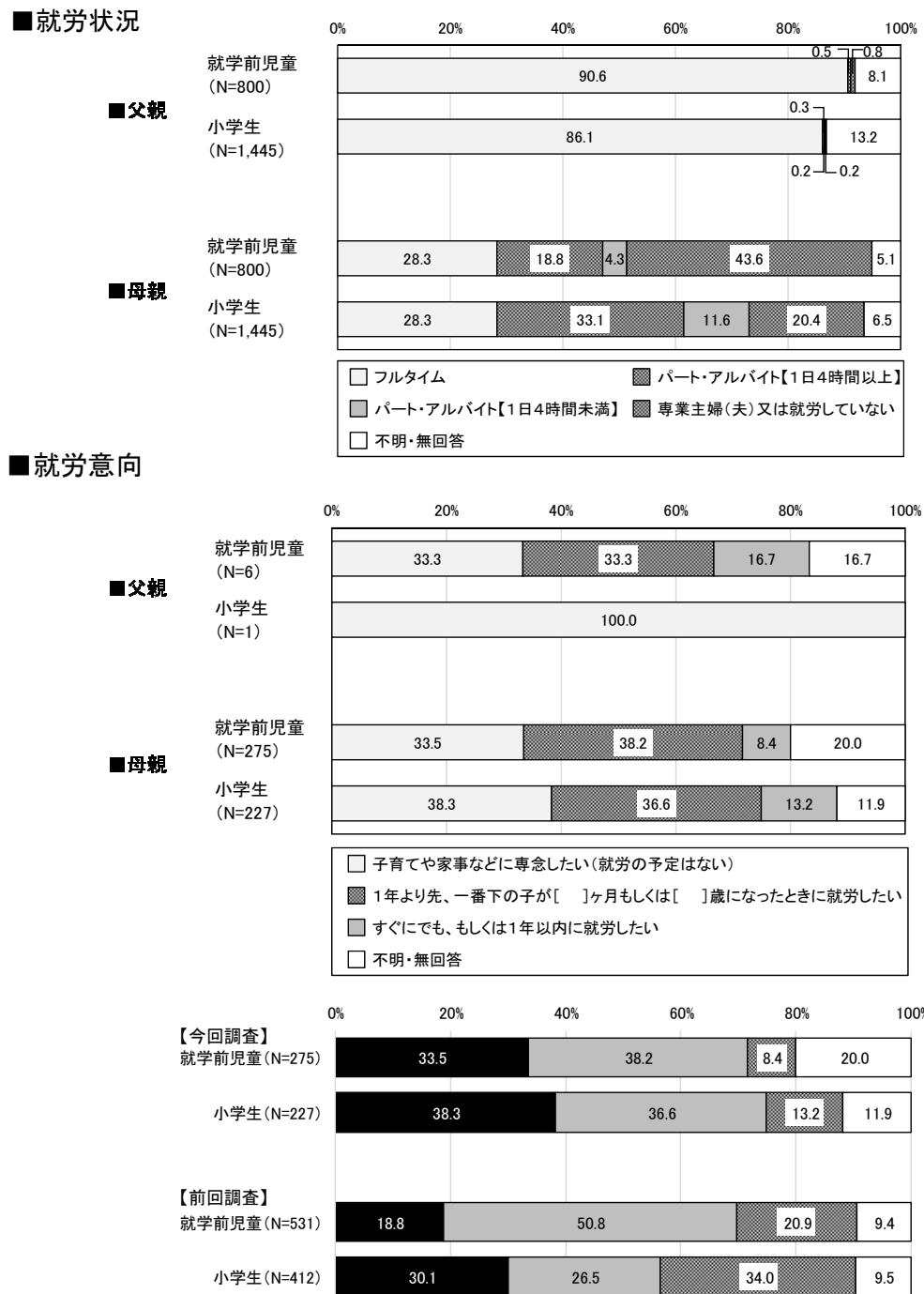
- ・調査地域：赤穂市全域
- ・調査対象者：市内在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童対象調査）
市内在住の「小学1～5年生児童」の保護者（小学生対象調査）
- ・調査期間：平成31年1月23日（水）～平成31年2月6日（水）
- ・調査方法：就学前児童…幼稚園・保育所を通じた直接配布・回収及び郵送による配布・回収
小学生…小学校を通じた直接配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,037 件	800 件	77.1%
小学生	1,518 件	1,445 件	95.2%
合計	2,555 件	2,245 件	87.9%

(2) 調査の主な結果

①母親の就労状況について

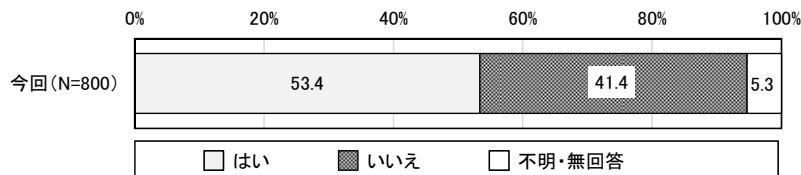
保護者の就労状況では、就学前児童で約5割、小学生で約7割の母親が就労しています。ただ、現在就労していない母親の今後の就労意向は、平成25年度に実施した前回調査の結果より就学前児童で25.1ポイント、小学生で10.7ポイント低下しています。



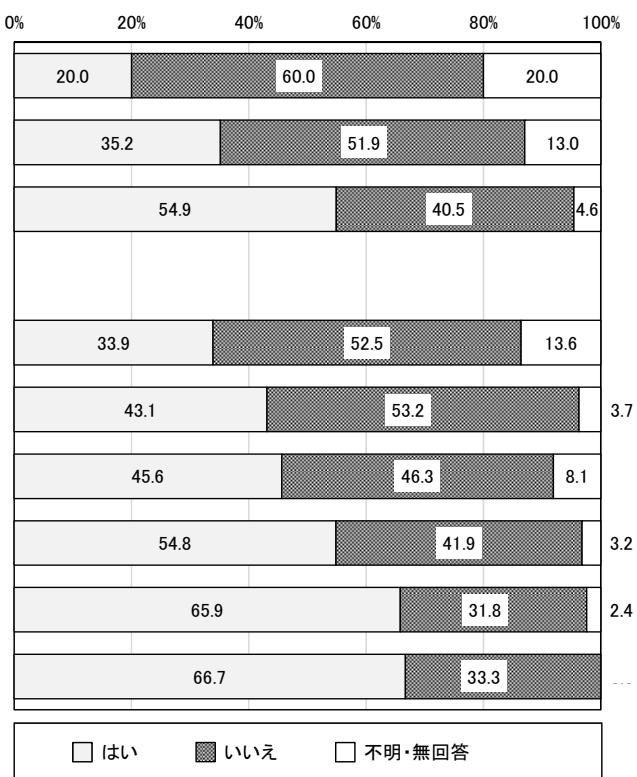
幼稚園の3歳児保育の利用希望では、53.4%の人が利用したいと回答しています。

家庭類型別では、「フルタイム×パートタイム（短時間）」が「専業主婦（夫）」など、勤務時間の短い家庭類型で利用希望が高くなる傾向がみられ、幼児教育・保育の無償化や3歳児保育の実施によるニーズの増加がうかがえます。

■ 3歳児保育の利用意向



【就学前児童 × 父子母子家庭別】



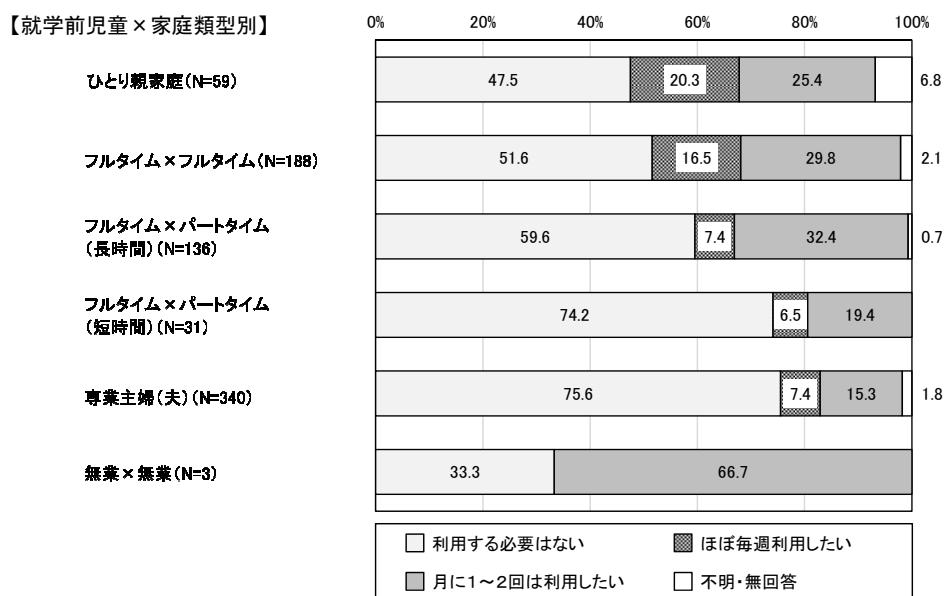
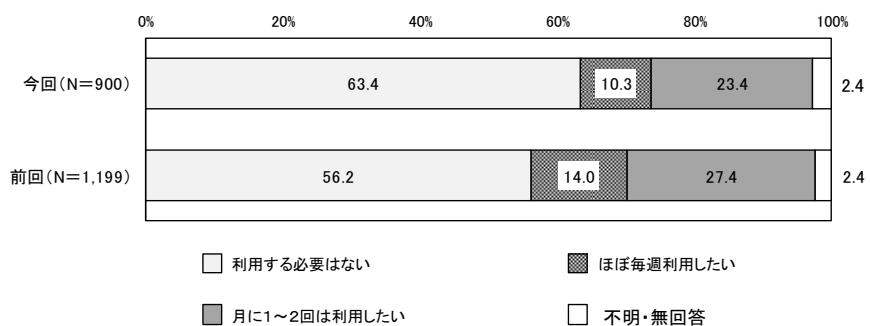
※就学前児童は[パートタイム×パートタイム(長時間)][パートタイム×パートタイム(短時間)]の有効回答はありません。

③土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について

土曜日の教育・保育事業の利用希望では、前回結果と比較すると、「利用する必要はない」と回答した人が高くなっています。一方、家庭類型別では、ひとり親家庭やフルタイム×フルタイムの人では、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合算）が約5割と高くなっています。

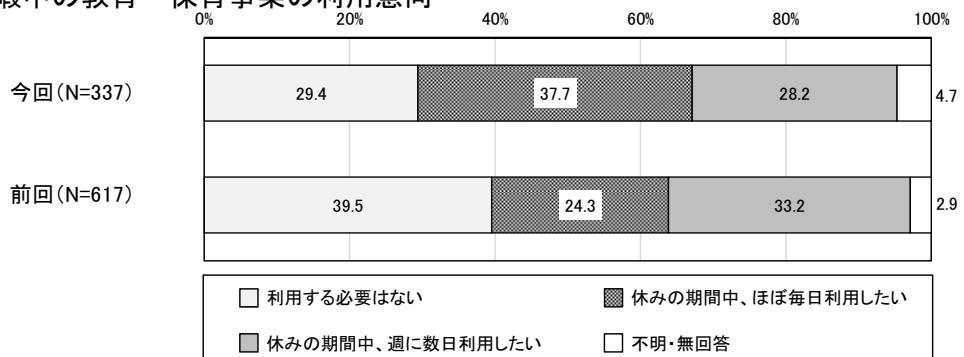
また、長期休暇期間中の幼稚園の利用希望では、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が37.7%となっており、前回結果と比較すると13.4ポイント高くなっています。多様なニーズへの対応が求められます。

■土曜日の「定期的な」教育・保育事業の利用意向



*就学前児童は[パートタイム×パートタイム(長時間)][パートタイム×パートタイム(短時間)]の有効回答はありません。

■長期休暇中の教育・保育事業の利用意向

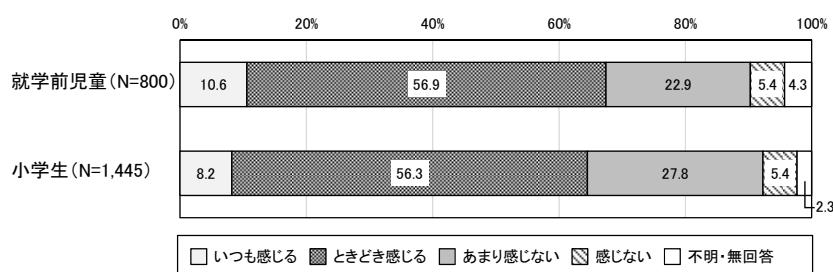


④子育てに対する不安や負担について

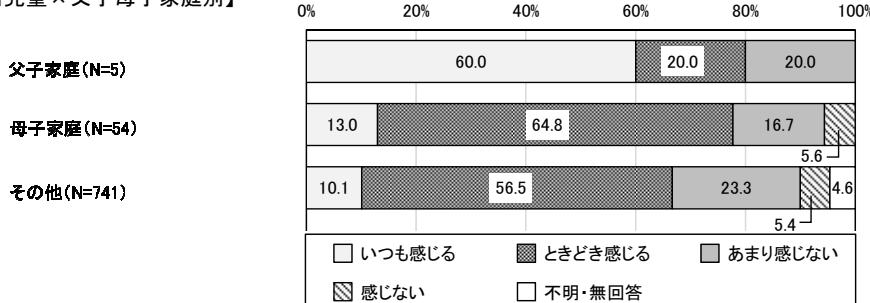
子育てについて不安や負担を感じているかでは、『感じる』（「いつも感じる」「ときどき感じる」の合算）が、就学前児童、小学生いずれも6割以上となっています。

父子母子家庭別では、「父子家庭」「母子家庭」の場合に『感じる』が、就学前児童、小学生いずれも7割を超えていいます。

■子育てに対する不安や負担

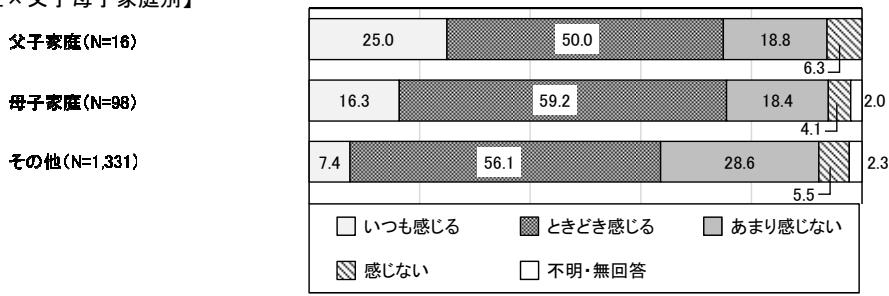


【就学前児童×父子母子家庭別】



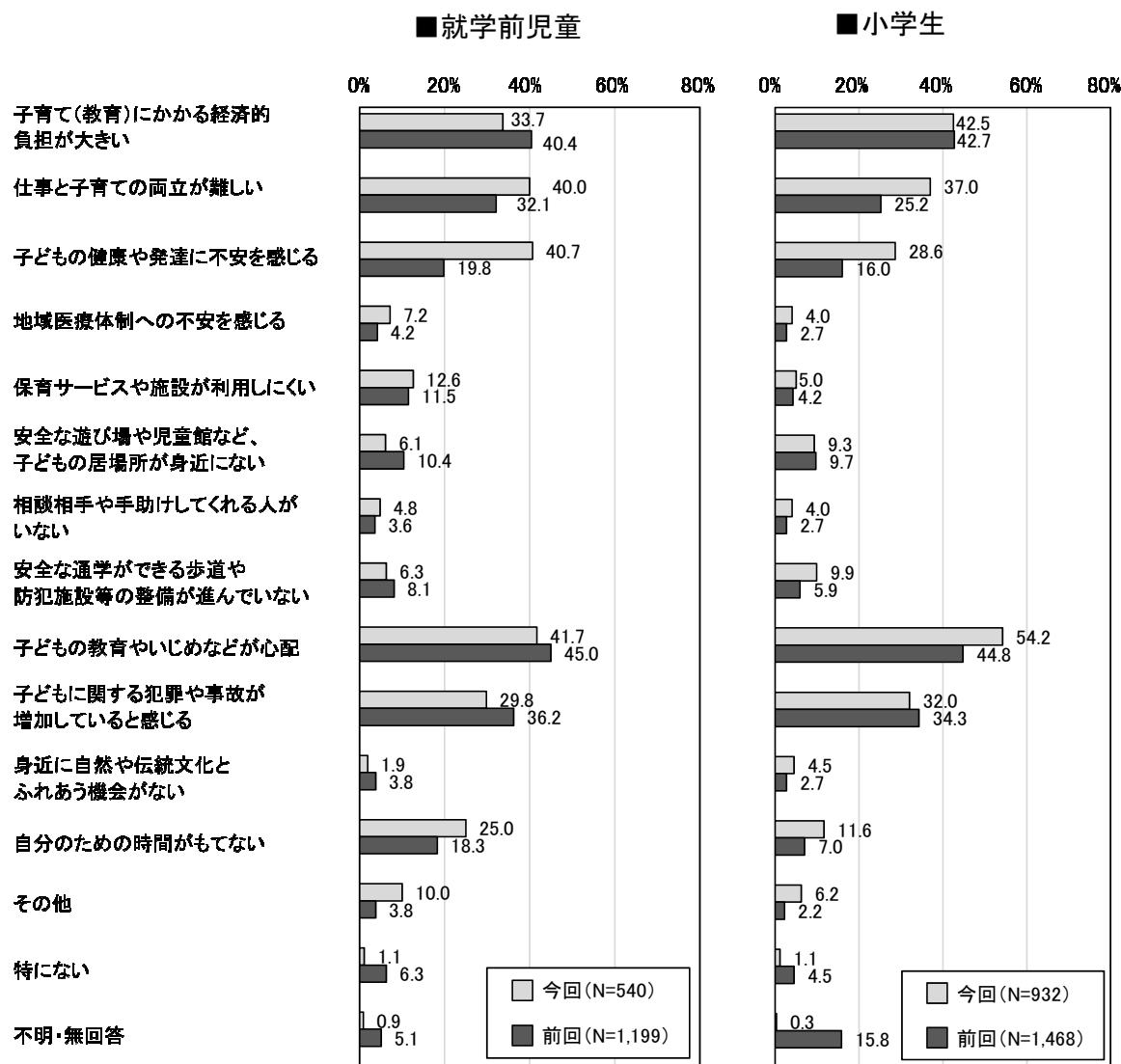
※就学前児童は〔パートタイム×パートタイム(長時間)〕〔パートタイム×パートタイム(短時間)〕の有効回答はありません。

【小学生×父子母子家庭別】



不安や負担の内容については、就学前児童、小学生ともに「子どもの教育やいじめなどが心配」が最も高くなっていますが、「仕事と子育ての両立が難しい」や「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」、「子どもの健康や発達に不安を感じる」も高くなっています。

■子育てに対する不安や負担の内容

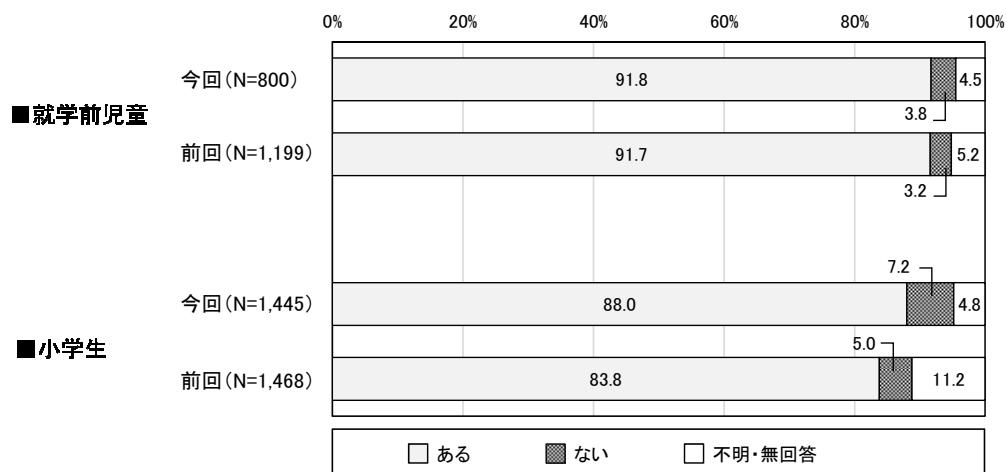


⑤子育てをするうえの相談先について

子育てや教育をするうえで気軽に相談できる先の有無では、就学前児童、小学生いずれも「ある」と回答しなかった人が約1割程度みられます。

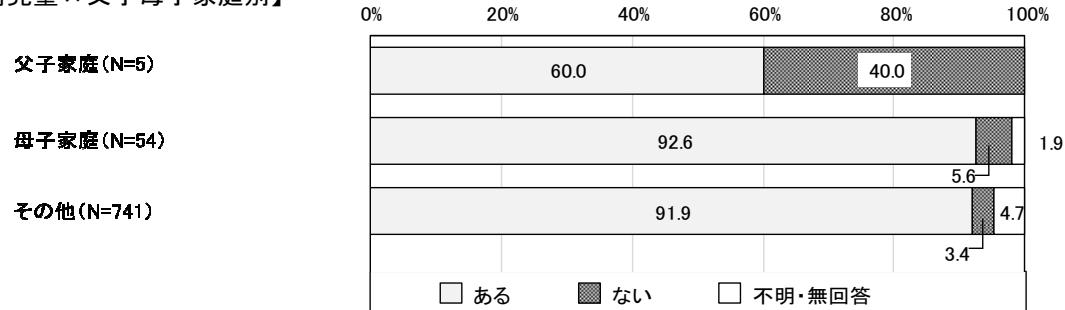
父子母子家庭別では、「父子家庭」「母子家庭」の場合に、「ない」が高くなっています。

■気軽に相談できる先はあるか



■就学前児童 × 父子母子家庭別

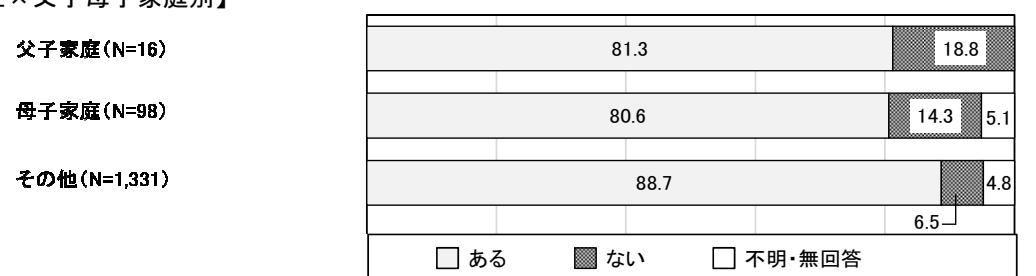
【就学前児童 × 父子母子家庭別】



※就学前児童は〔パートタイム×パートタイム(長時間)〕〔パートタイム×パートタイム(短時間)〕の有効回答はありません。

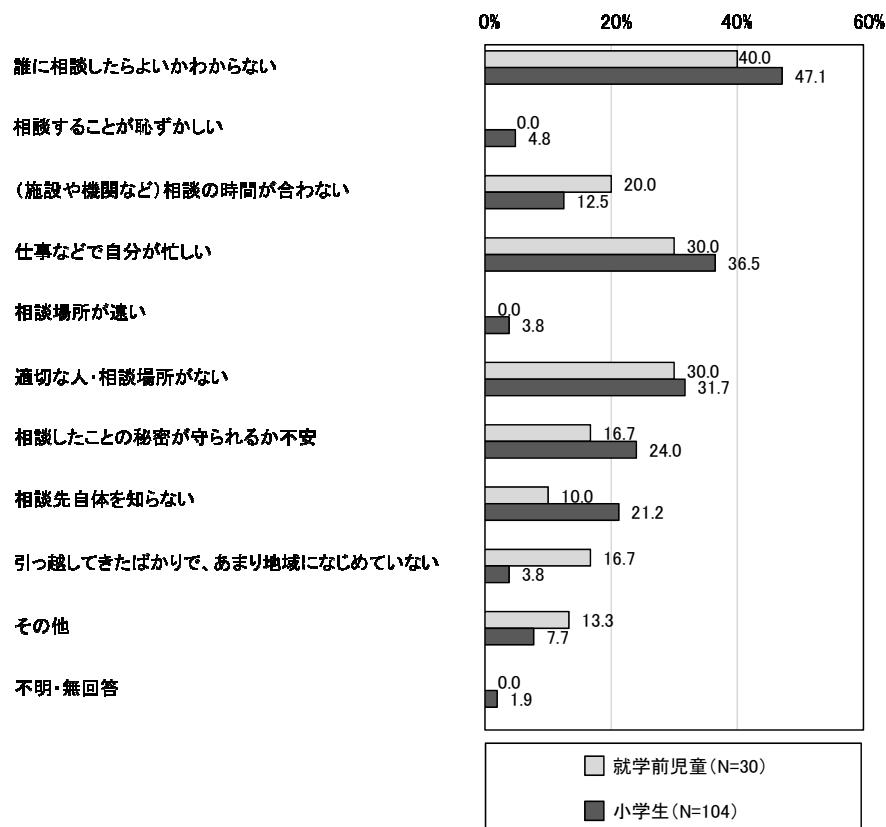
■小学生 × 父子母子家庭別

【小学生 × 父子母子家庭別】



「ない」と回答した理由では、就学前児童、小学生いずれも「誰に相談したらよいかわからない」が最も高くなっています。相談先の周知を図る必要があります。

■相談先がない理由



⑥行政の取組に対する満足度について

子育てに関する分野のうち、行政の取組に対する満足度では、「子育て学習センターや児童館など子育て支援施設の充実」や「幼稚園、保育所の充実」は、就学前児童、小学生ともに満足度は3割以上と高くなっています。

一方、就学前児童、小学生いすれも「虐待の予防と早期発見への取組の強化」、「児童・青少年の健全育成のための環境整備」、「ひとり親世帯への経済的負担の軽減」、「病児・病後児保育事業の実施」、「仕事と子育ての両立の推進」が低くなっています。

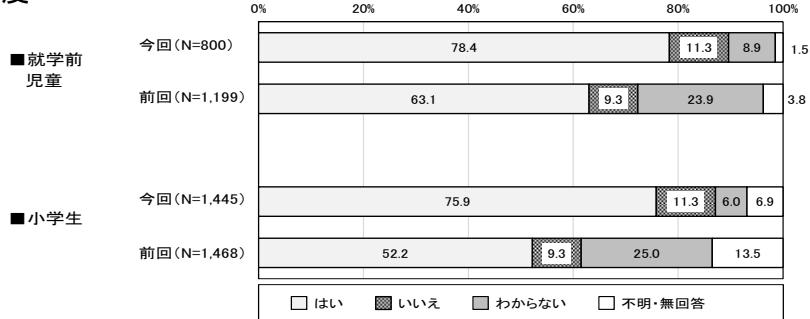
■行政の取組に対する満足度

順位	就学前児童		小学生	
	項目	『満足』	項目	『満足』
1	子育て学習センターや児童館など子育て支援施設の充実	42.0%	幼稚園、保育所の充実	39.9%
2	幼稚園、保育所の充実	40.9%	幼稚園における預かり保育事業の充実	35.4%
3	妊娠婦・新生児訪問指導の充実	35.8%	子育て学習センターや児童館など子育て支援施設の充実	32.0%
4	保健センターの充実	31.0%	アフタースクールの実施	27.4%
5	幼稚園における預かり保育事業の充実	26.1%	小児医療体制の充実	20.6%
6	小児医療体制の充実	26.1%	保健センターの充実	19.2%
7	アフタースクールの実施	20.8%	妊娠婦・新生児訪問指導の充実	17.4%
8	ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業の実施	17.4%	子育て支援に関する情報提供の強化	15.9%
9	子育て相談事業の充実	16.6%	ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業の実施	15.2%
10	子育て支援に関する情報提供の強化	15.3%	特色ある学校づくりの推進	14.7%
11	子育て世帯の経済的負担の軽減	13.5%	豊かな心と健康なからだの育成をめざした教育の推進	13.7%
12	子どもの安全を守る生活環境の整備	11.8%	子育て相談事業の充実	11.5%
13	障がいがある子どもの早期発見・早期支援	10.0%	子どもの安全を守る生活環境の整備	11.2%
14	豊かな心と健康なからだの育成をめざした教育の推進	7.9%	障がいがある子どもの早期発見・早期支援	10.9%
15	仕事と子育ての両立の推進	7.5%	子育て世帯の経済的負担の軽減	9.8%
16	病児・病後児保育事業の実施	7.1%	仕事と子育ての両立の推進	9.2%
17	ひとり親世帯への経済的負担の軽減	6.7%	児童・青少年の健全育成のための環境整備	8.5%
18	特色ある学校づくりの推進	6.1%	病児・病後児保育事業の実施	7.4%
19	児童・青少年の健全育成のための環境整備	6.1%	虐待の予防と早期発見への取組の強化	7.2%
20	虐待の予防と早期発見への取組の強化	5.4%	ひとり親世帯への経済的負担の軽減	6.9%

⑦子育て環境の満足度について

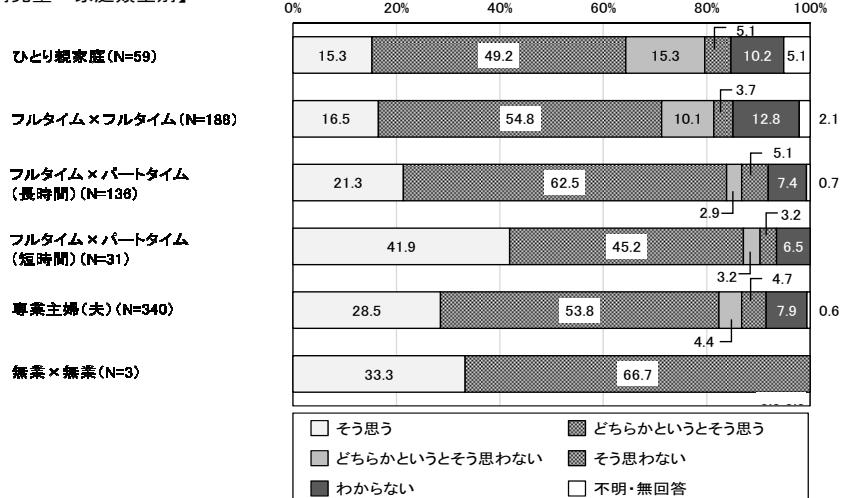
本市が子育てしやすい環境にあると思うかでは、前回調査と比べ、『はい』（「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の合算）が就学前児童、小学生いずれも高くなっています。一方で、家庭類型別では、ひとり親家庭の場合に、『子育てしやすいとは思わない』（「そう思わない」と「どちらかというとそう思わない」の合算）が他の家庭類型に比べ高くなっています。

■子育て環境の満足度



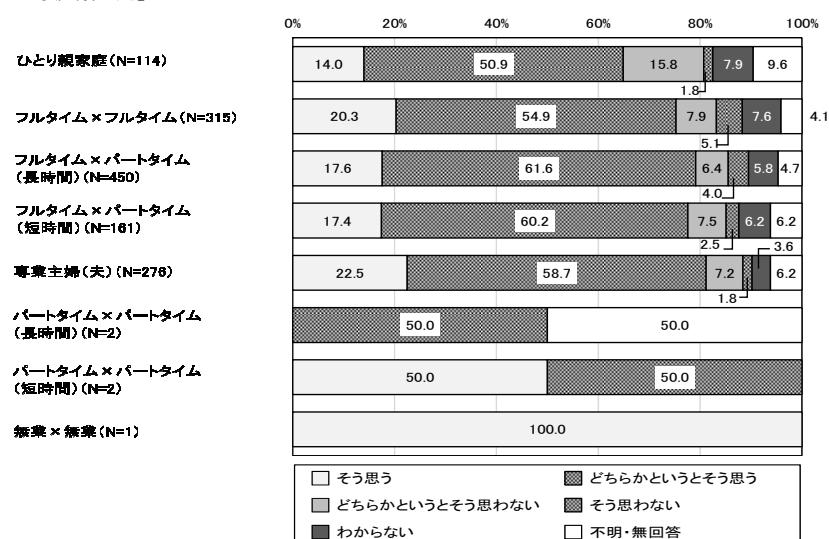
※前回結果と比較を行うために、今回結果の選択肢「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合算を『はい』、選択肢「そう思わない」「どちらかというとそう思わない」の合算を『いいえ』としています。

【就学前児童×家庭類型別】



※就学前児童は[パートタイム×パートタイム(長時間)][パートタイム×パートタイム(短時間)]の有効回答はありません。

【小学生×家庭類型別】



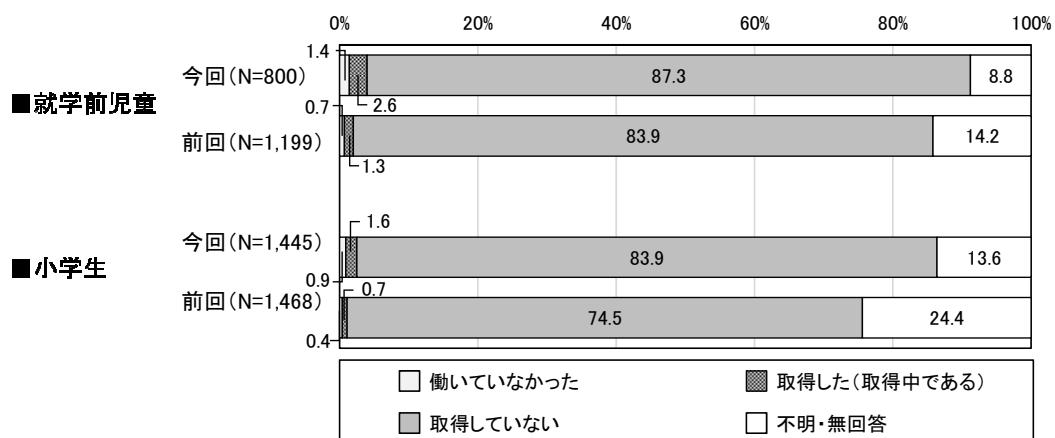
⑧育児休業の取得状況

父親、母親の育児休業の取得の有無では、前回結果と比べ、父親、母親双方において、就学前児童、小学生いずれも「取得した」と回答した人が高くなっています。

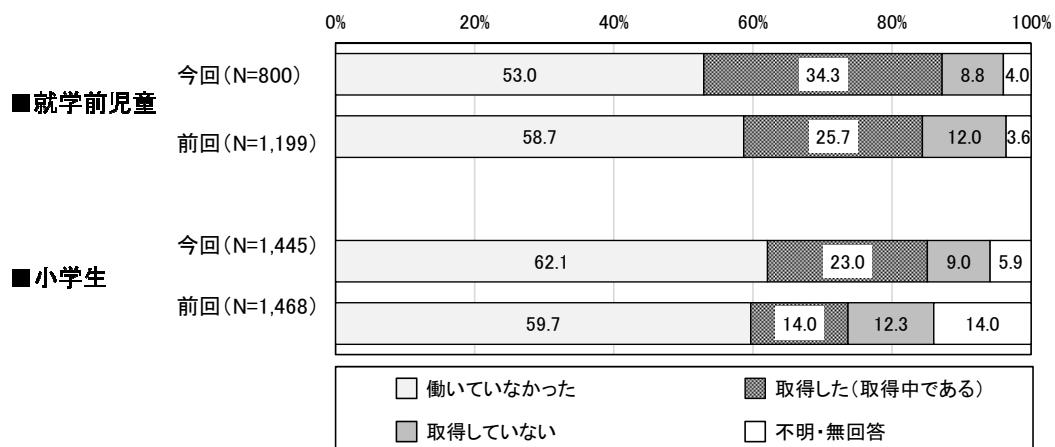
ただ、父親の取得状況は3%に満たず、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりや意識の醸成の必要性が考えられます。

■育児休業の取得状況

【父親の育児休業の取得の有無】



【母親の育児休業の取得の有無】



4. 子どもの生活実態調査から

(1) 調査の概要

① 目的

● 子ども・保護者アンケート

「子ども・保護者アンケート」は、近年、子どもの貧困が社会的にも問題となっている中、本市においても子育て世帯の経済状況を含めた生活実態を把握し今後の効果的な子育て支援施策を検討するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

● 社会資源調査

「社会資源調査」は、市内の小中学校や幼稚園・保育所、福祉事業所など、子どもと接する機会のある機関を対象に、事業や取組を通じて子どもの貧困について把握されていることや感じられていること、問題・課題、考え方等を把握するために、アンケートを実施しました。

② 概要

● 子ども・保護者アンケート

- ・調査対象：市内在住の小学5年生及び中学2年生とその保護者
- ・調査期間：令和元年7月8日（月）～令和元年7月24日（水）
- ・調査方法：学校を通じて配布（一部郵送による配布）・郵送による回収
- ・配布・回収状況：

調査の種類		配布数	回収数	回収率
子ども・保護者アンケート		796 件	427 件	53.6%
内訳	小学生	414 件	227 件	54.8%
	中学生	382 件	199 件	52.1%

● 社会資源調査

- ・調査対象：市内の小中学校や幼稚園・保育所、福祉や医療に関する機関及び職員
- ・調査期間：令和元年8月19日（月）～令和元年9月6日（金）
- ・調査方法：手渡し又は郵送による配布・回収
- ・配布・回収状況：

調査の種類	配布数	回収数	回収率
社会資源調査	166 件	147 件	88.6%

(2) 調査の主な結果

● 子ども・保護者アンケート

- 本調査における相対的貧困世帯の定義及び相対的貧困世帯数の算出方法

▽本調査における相対的貧困世帯とは、平成28年度「国民生活基礎調査」（厚生労働省）において算出した貧困線に対応する世帯収入を下回る世帯とします。

▽本調査では、貧困線に対応する世帯収入を概算した上で、相対的貧困となる区分を選定します。

▽相対的貧困世帯の算出にあたって、国民生活基礎調査における所得五分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します。

▽国民生活基礎調査における貧困線（122万円）に世帯人員の平方根を乗じて世帯人員別に相対的貧困線を算出します。内閣府の算定基準に従い、この世帯収入を下回る回答者からなる集計区分を本調査における相対的貧困層としています。

▽手順に基づき算出すると、相対的貧困層に該当する世帯は38世帯であり、相対的貧困率は8.9%となっています。

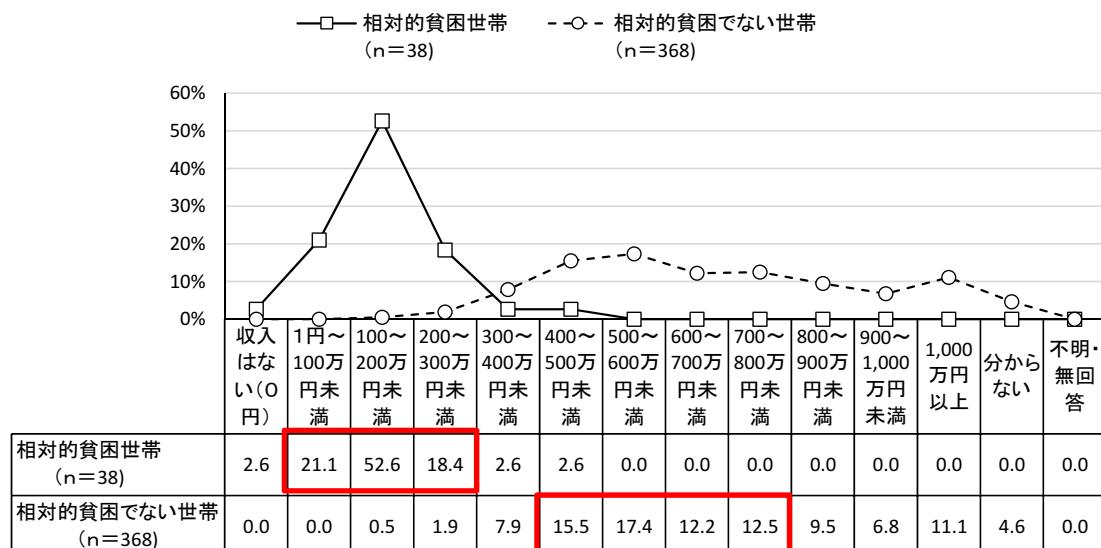
▽なお、世帯人員や世帯年収が不明・無回答のため、判定できなかった世帯は21世帯です。

回収数	相対的貧困世帯数	相対的貧困率
427世帯	38世帯	8.9%

- 世帯収入の状況

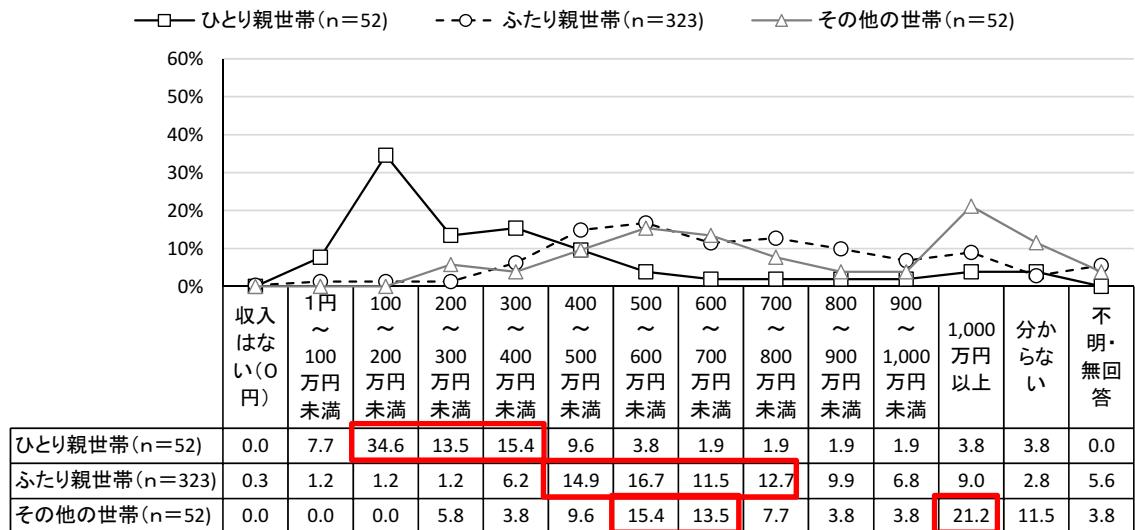
相対的貧困世帯は“1円～300万円未満”に回答が集中しているのに対し、相対的貧困でない世帯は“400～800万円未満”に回答が集中しています。

■ 年間収入（相対的貧困状況別）



ひとり親世帯は“100～400万円未満”に回答が集中しているのに対し、ふたり親世帯は“400～800万円未満”、その他の世帯は“500～700万円未満”と“1,000万円以上”に回答が集中しています。

■年間収入（家庭類型別）



①物質的状態について

(ア) 保護者 過去1年間に食料が買えなかつたことの有無について

食料が買えなかつたことの有無について、相対的貧困状況別では、相対的貧困世帯・相対的貧困でない世帯いずれも「なかつた」が最も多くなっていますが、「よくあつた」と「ときどきあつた」の計は相対的貧困世帯で31.5%、相対的貧困でない世帯で6.3%と、25.2ポイントの差がみられます。また、家庭類型別のひとり親世帯では、「よくあつた」と「ときどきあつた」の計は21.1%なっていますが、そのほかの世帯は10%未満なっています。

■相対的貧困状況・家庭類型別集計

		(n)	よくあつた	あとつきたどき	なほかとつんたど	なかつた	無不回答	(別掲)	
								のどた計きよあとくつあたどっしき	のか計なつぽかたとつんたとどな
全体		427	1.6	7.0	13.1	78.2	0.0	8.6	91.3
相対的貧困世帯		38	2.6	28.9	23.7	44.7	0.0	31.5	68.4
相対的貧困でない世帯		368	1.4	4.9	12.8	81.0	0.0	6.3	93.8
家庭類型	ひとり親世帯	52	3.8	17.3	19.2	59.6	0.0	21.1	78.8
	ふたり親世帯	323	1.2	5.3	13.3	80.2	0.0	6.5	93.5
	その他の世帯	52	1.9	7.7	5.8	84.6	0.0	9.6	90.4

(イ) 保護者 過去1年間に衣類が買えなかつたことの有無について

過去1年間に衣類が買えなかつたことの有無について、相対的貧困状況別では、相対的貧困世帯は「ときどきあった」（39.5%）、相対的貧困でない世帯は「なかつた」（79.6%）が最も多くなっています。また、「よくあつた」と「ときどきあつた」の計は、相対的貧困世帯が42.1%に対し、相対的貧困でない世帯は6.2%と、35.9ポイントの差がみられます。

家庭類型別では、家庭類型に関わらず「なかつた」が最も多くなっていますが、ひとり親世帯は48.1%と、ほかの世帯より30ポイント以上低くなっています。また、「よくあつた」と「ときどきあつた」の計はひとり親世帯で28.8%、そのほかの世帯は10%未満となっています。

■相対的貧困状況・家庭類型別集計

	(n)	よくあつた	あとつきたどき	なほかとつんたど	なかつた	無不回答	(別掲)	
							あとよくたどきのど計き	かかつぽたとんのど計な
全体	427	1.2	8.4	13.8	76.3	0.2	9.6	90.1
相対的貧困世帯	38	2.6	39.5	21.1	36.8	0.0	42.1	57.9
相対的貧困でない世帯	368	0.8	5.4	13.9	79.6	0.3	6.2	93.5
家庭類型								
ひとり親世帯	52	1.9	26.9	23.1	48.1	0.0	28.8	71.2
ふたり親世帯	323	1.2	5.3	13.6	79.6	0.3	6.5	93.2
その他の世帯	52	0.0	9.6	5.8	84.6	0.0	9.6	90.4

(ウ) 子ども 必要と思う服を買ってもらえないと思うことの有無について

必要と思う服を買ってもらえないと思うことの有無について、相対的貧困状況別では、相対的貧困世帯・相対的貧困でない世帯いずれも「ない」が最も多くなっていますが、相対的貧困世帯は相対的貧困でない世帯より10.4ポイント低くなっています。また、「よくある」と「ときどきある」の計は相対的貧困世帯で23.7%と、相対的貧困でない世帯より15.3ポイント多くなっています。

■相対的貧困状況・家庭類型・小中学生別集計

	(n)	よくある	ときどきある	ほとんどない	ない	不明・無回答	(別掲)	
							よくある「る」との計	ほとんどない」との計
全体	427	1.2	8.7	19.7	70.5	0.0	9.9	90.2
相対的貧困世帯	38	2.6	21.1	15.8	60.5	0.0	23.7	76.3
相対的貧困でない世帯	368	1.1	7.3	20.7	70.9	0.0	8.4	91.6
家庭類型								
ひとり親世帯	52	1.9	9.6	17.3	71.2	0.0	11.5	88.5
ふたり親世帯	323	1.2	7.7	20.1	70.9	0.0	8.9	91.0
その他の世帯	52	0.0	13.5	19.2	67.3	0.0	13.5	86.5
小学生	227	1.3	10.1	16.7	71.8	0.0	11.4	88.5
中学生	199	1.0	7.0	22.6	69.3	0.0	8.0	91.9

②社会関係の状態について

(ア) 保護者 困ったときや悩みを相談できる人の有無について

困ったときや悩みを相談できる人の有無について、相対的貧困状況別では、相対的貧困世帯やひとり親世帯では、「友達・知人」と回答した人が最多くなっています。また、相対的貧困世帯やひとり親世帯では「特にいない」と回答した人が15%を超えています。

■相対的貧困状況・性別・家庭類型別集計

	(n)	家族 居 し て い る	親 戚	近 所 の 人	知 友 人 達	そ の 他	特 に い な い	無 不 回 明 答
全体	427	71.0	27.9	6.1	61.6	11.0	7.3	0.5
相対的貧困世帯	38	42.1	31.6	5.3	68.4	15.8	15.8	0.0
相対的貧困でない世帯	368	73.6	28.3	6.3	62	10.3	6.3	0.3
性別	女	375	70.7	28.3	6.1	65.3	11.7	6.7
	男	41	70.7	26.8	4.9	29.3	7.3	12.2
	答えたくない	9	77.8	22.2	11.1	44.4	0.0	11.1
家庭類型	ひとり親世帯	52	32.7	23.1	3.8	63.5	17.3	19.2
	ふたり親世帯	323	74.6	29.7	7.1	60.7	9.9	5.6
	その他の世帯	52	86.5	21.2	1.9	65.4	11.5	5.8
								0.0

(イ) 子ども お金のことで進路を制限されると感じることの有無について

お金のことで進路を制限されると感じることの有無について、相対的貧困状況別では、相対的貧困世帯・相対的貧困でない世帯いずれも「ない」が最も多くなっていますが、相対的貧困世帯は「ある」と「少し感じる」の計が29.0%と、相対的貧困でない世帯より22.8ポイント多くなっています。また、家庭類型別では、ひとり親家庭で「ある」と「少し感じる」の計が17.3%なっていますが、そのほかの世帯は10%未満となっています。

■相対的貧困状況・家庭類型・小中学生別集計

	(n)	あ る	少 し 感 じ る	な い	わ か ら な い	無 不 回 明 答	(別掲) 感 と の じ あ 計 る 少 る こ ー し ー
全体	427	3.3	5.2	71.0	20.4	0.2	8.5
相対的貧困世帯	38	13.2	15.8	42.1	28.9	0.0	29.0
相対的貧困でない世帯	368	2.4	3.8	73.6	19.8	0.3	6.2
家庭類型	ひとり親世帯	52	7.7	9.6	59.6	23.1	0.0
	ふたり親世帯	323	3.1	4.0	72.4	20.1	0.3
	その他の世帯	52	0.0	7.7	73.1	19.2	0.0
小学生	227	3.1	1.8	67.8	26.9	0.4	4.9
中学生	199	3.5	9.0	74.9	12.6	0.0	12.5

③経験について

(ア) 保護者 子育てに関わる経験の有無について

子育てに関わる経験の有無では、相対的貧困状況別、家庭類型別いずれも、「1～6のいずれも経験したことがない」が最も多くなっていますが、相対的貧困世帯では相対的貧困でない世帯に比べ「配偶者又はそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」「自殺を考えたことがある」と回答した人の割合が10ポイント以上、また、ひとり親世帯ではそのほかの世帯に比べ「配偶者又はそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」「自殺を考えたことがある」と回答した人の割合が20ポイント程度多くなっています。

■相対的貧困状況・性別・家庭類別集計

	(n)	が暴力をする者ふたりの妻は離れていたりにかかるとられる	罰子をもえた行き過ぎたがったる体	が育ある放棄になつた時期	な出つ産たやこ育児とがうるつ病に	いるわんがだは子こなをといがか待あーして思ひ	る自殺を考えたことがあ	し16とのがいなれも経験	不明・無回答
全体	427	5.6	10.5	4.0	7.0	12.9	6.8	70.0	1.4
相対的貧困世帯	38	15.8	10.5	5.3	5.3	13.2	23.7	55.3	2.6
相対的貧困でない世帯	368	4.9	10.9	3.8	7.6	13.6	5.4	70.7	0.8
性別									
女	375	6.1	11.2	4.5	7.5	13.1	7.5	68.5	1.6
男	41	2.4	7.3	0.0	2.4	12.2	2.4	80.5	0.0
答えたくない	9	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	77.8	0.0
家庭類型									
ひとり親世帯	52	23.1	9.6	7.7	3.8	17.3	25.0	48.1	1.9
ふたり親世帯	323	3.4	11.8	3.7	7.7	13.0	4.6	72.4	0.9
その他の世帯	52	1.9	3.8	1.9	5.8	7.7	1.9	76.9	3.8

④実存的なものについて

(ア) 子ども 将来の夢や目標の有無について

将来の夢や目標の有無について、相対的貧困状況別では、相対的貧困世帯の「どちらかといふない」と「ない」の計が29.0%と相対的貧困でない世帯より10ポイント以上多くなっています。また、家庭類型別では、ひとり親世帯のみ「ない」と回答した人の割合が10%台となっています。

■相対的貧困状況・家庭類型・小中学生別集計

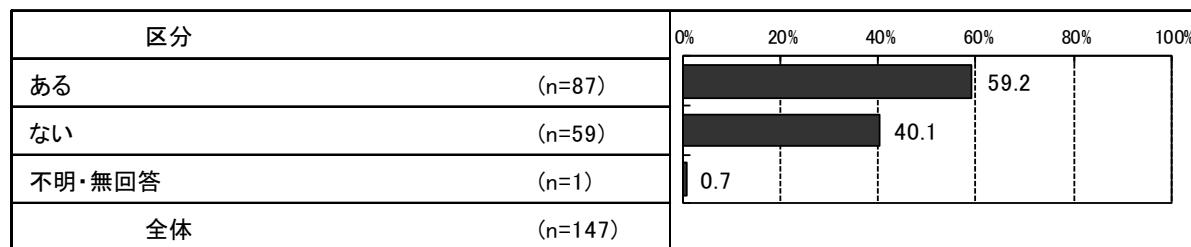
	(n)	ある	どちらかといふない	どちらかといふない	ない	不明・無回答	(別掲)	
							ある「どちらかといふない」というの計	ない「どちらかといふない」というの計
全体	427	59.0	21.1	9.4	7.5	3.0	80.1	16.9
相対的貧困世帯	38	55.3	13.2	15.8	13.2	2.6	68.5	29.0
相対的貧困でない世帯	368	59.5	21.5	9.0	7.1	3.0	81.0	16.1
家庭類型								
ひとり親世帯	52	61.5	19.2	3.8	13.5	1.9	80.7	17.3
ふたり親世帯	323	58.8	20.4	10.8	6.2	3.7	79.2	17.0
その他の世帯	52	57.7	26.9	5.8	9.6	0.0	84.6	15.4
小学生	227	74.4	13.7	4.0	4.0	4.0	88.1	8.0
中学生	199	41.7	29.1	15.6	11.6	2.0	70.8	27.2

●社会資源調査

①経済的に困窮していると思われる家庭(困窮家庭)に接することの有無について

経済的に困窮していると思われる家庭に接することの有無では、「ある」が59.2%となっています。

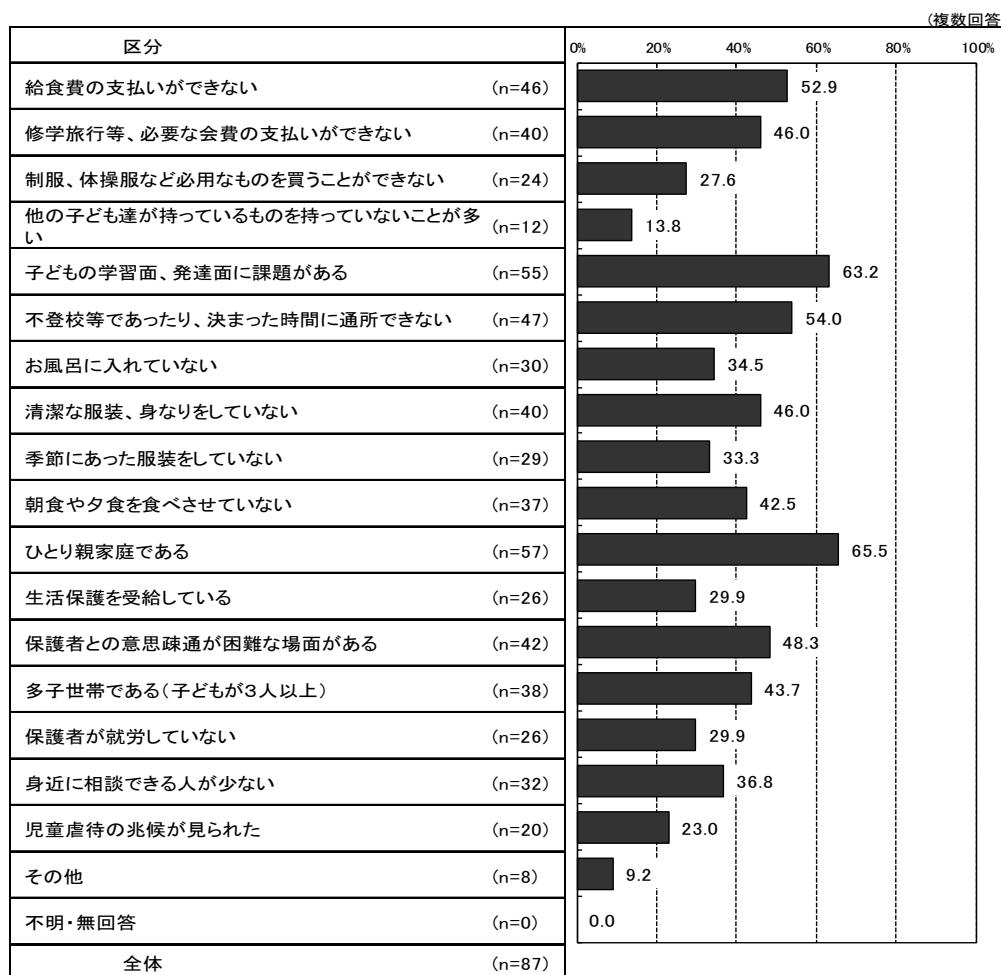
■経済的に困窮していると思われる家庭(困窮家庭)に接するとの有無



②困窮家庭の状況について

困窮家庭の状況としては、「ひとり親である」が65.5%で最も多く、次いで「子どもの学習面、発達面に課題がある」が63.2%、「不登校等であったり、決まった時間に通所できない」が54.0%で続いています。

■困窮家庭の子どもと保護者の状況



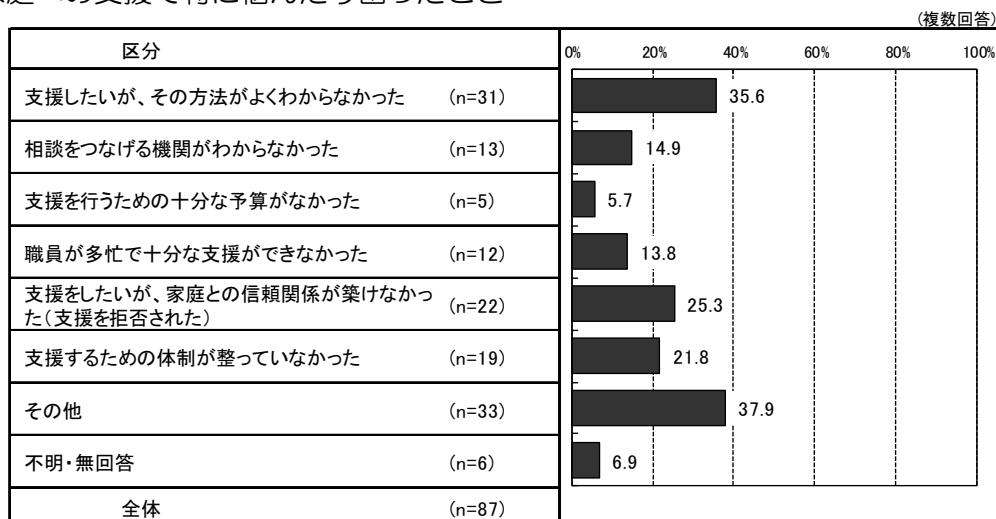
困窮家庭の子どもと関わる中で印象に残っていることとして、毎日同じ服を着ていることやにおいがひどいなど「不衛生な状態」という意見が最も多いありました。そのほか、「不登校・遅刻が多い」や「不十分な食生活」、「学校等での未払がある」など、子どもの状況に関する意見が多くありますが、「保護者の養育能力が低い」や「保護者の行動に問題がある」など、保護者に対する意見も多数出ています。

意見分類		件数
不衛生な状態	毎日同じ服である、においがひどい など	21
不登校・遅刻が多い	無断欠席が多い、朝起きさない など	20
不十分な食生活	朝食が食べられていない、激やせしている など	20
学校等での未払がある	給食費が未払である、必要な用具を買ってもらえない など	18
保護者の養育能力が低い	コミュニケーション能力が低い、しつけができていない、保護者との意思疎通が難しく子どもの成長に影響 など	18
保護者の行動に問題がある	生活費を使い込む、子どもへの暴力や夫婦間のDV、健診・予防接種等医療を受けさせない、必要以上に子どもに家事を負担させる など	16
家庭の経済状況が悪い	保護者の就労が安定していない、忙しく毎日の生活で精いっぱい、冷房が使えない など	8
生活習慣の乱れ	起床できない、睡眠リズムができていない、歯みがきができるない など	7
子どもが精神的に不安定	親が忙しくコミュニケーション不足で子どもが不安定、1人でいることが多い、子どもが心身ともに満たされていない など	6
学力に課題がある	学力が低い、同年代に比べて幼い、勉強に対して無気力 など	4
劣悪な家庭環境	物があふれている、乱雑、ごみ屋敷化している など	4
その他	いじめを受けている、辛い状況でも子どもが明るくふるまっている、家族ほとんどが引きこもり など	10
		152

③困窮家庭への支援について

困窮家庭の子どもや保護者に対する支援を行う中で、特に悩んだり困ったこととして、「支援したいが、その方法がよくわからなかった」が35.6%で最も多く、次いで「支援したいが、家庭との信頼関係が築けなかつた（支援を拒否された）」が25.3%、「支援するための体制が整つていなかつた」が21.8%で続いています。

■困窮家庭への支援で特に悩んだり困ったこと



(3)子どもの生活実態調査の結果を受けて

①子どもに対する学習・教育支援

相対的貧困世帯であっても学習塾などで学べ、希望する進路へ進むことができる制度づくり。それによって、生まれ育った家庭に左右されることなく希望をもって生きることができるようとする。

②子どもと保護者へのソーシャルワーク機能の充実

子どもの貧困状態の改善には、保護者の養育態度の改善・養育力の向上が必要である。しかし、社会資源調査から浮かび上がってくる現実は、その保護者指導の困難さである。

子どもを支えながらも保護者などの環境の改善を図ることで、児童が抱える生活困難の改善・解決を図るのがスクール・ソーシャルワーカーである。赤穂市にはスクール・ソーシャルワーカーを育成している関西福祉大学があり、また、赤穂市は日本で最初（2000年）にスクールソーシャルワーク事業を開始した場所でもある。こうした歴史・立地条件を活用し、子どもと保護者へのソーシャルワーク機能の充実が望まれる。

③困窮家庭の子どもへの支援

社会資源調査の自由記述欄に「不衛生な状態」、「不十分な食生活」、「学校等での未払がある」といった赤穂市の現実を示す意見が各18件以上寄せられている。「生まれ育った環境によって左右されない」という理念・目標を実現しようとするのであれば、こうした状況にいる子どもへの対応は優先的に取り組まれる必要がある。

また、国連で2015年に採択されたSDGs（エスティージーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）には「誰も置き去りにしない（Leave no one left behind）」ならびに「目標4（教育）：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」という考え方がある。こうした目標は、全世界が取り組むべき目標であり、日本の行政も共有すべき理念・目標である。この観点からも、困窮家庭の子どもへの支援は必要である。

関西福祉大学 社会福祉学部 学部長 中村剛

5. 第2期計画に向けた課題の整理

赤穂市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査及び子どもの生活実態調査（子ども・保護者アンケート、社会資源調査）の結果や社会的背景、基本指針等を踏まえ、本市における課題を次のとおり整理しました。

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

2. 相談体制・情報提供の強化

3. 増加・多様化する教育・保育ニーズへの対応

4. ひとり親家庭への総合的な支援の強化

5. 仕事と子育てを両立できる環境の推進

6. 児童虐待や子どもの貧困への対策の強化

7. 障がい児施策の推進

8. 質の高い教育環境の整備

9. 地域全体で子どもや子どもの育ちを支援する仕組みの強化

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもと子育て家庭を地域全体で応援するまち赤穂

～すべての子どもが可能性を開花できるまちをめざして～

近年、社会情勢や経済状況の変化により、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化し、家族形態にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした中、子どもの虐待や貧困が深刻な社会問題となっていますが、本市においても、ニーズ調査や子どもの生活実態調査の結果から、子育て家庭の不安や負担の高まりや、家庭の経済状況によって、子どもの育ちが影響される現状が見えてきました。

すべての子どもは、尊ばれ愛されるべきかけがえのない存在です。また、一人ひとりが次代の赤穂をつくる力であり、大きな可能性をもった社会の希望です。

第2期計画においても、保護者が子育ての第一義的責任を持つという基本的認識を前提としつつ、地域全体で子どもと子育て家庭を支える、という第1期計画の考え方を踏襲し、子どもの健やかな成長と保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境づくりを、地域全体で支援していきます。

さらに、第2期計画では、子ども、家庭、地域の視点に加えて「SDGs」の視点を取り入れ、「誰一人として取り残さない」という考え方の下、貧困や虐待、障がいなどといった社会的支援が必要な子どもやその家庭に対し、これまで取組んできた施策をより充実させることとし、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが可能性を開花できるまちの実現をめざしていきます。

2. 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本的な視点として、施策を推進します。

子どもの視点

子ども自身が幸せであり、どんな家庭環境や障がいにも左右されず、生命と人権を尊重され、健やかに育つことのできるまちをめざします。

家庭の視点

家庭における子育てを基本としながら、保護者が不安や負担を感じることなく、安心して子どもを産み、自己を肯定し子どもと向き合いながら育てることのできるまちをめざします。

地域の視点

地域に住む一人ひとりが子育てを支えています。子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を推進するなど、学校園所、行政、各種事業所など、みんなで子どもの成長を見守り、応援していくまちをめざします。

SDGsの視点

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、各国が取組みを進めています。本市においても、子ども・子育て支援にSDGsの視点を取り入れ、施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



【参考：SDGs「世界を変えるための17の目標」】

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正を全ての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

3. 基本目標

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を定め、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

基本目標1

子どもを安心して産み育てられる支援の充実

安心して子育てするためには、あらゆる状況の子どもと子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要です。

多様なニーズに対応できるよう、様々な子育て支援サービスに継続して取り組むとともに、母子保健や医療体制の一層の充実を図ります。

また、子育てに不安や悩みを抱えた家庭が孤立することのないよう、相談体制・情報提供の充実に努めます。

基本目標2

子育てと仕事の両立ができる環境の整備

すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、男女ともに働きながら子育てがしやすい環境整備を促進する必要があります。

多様な働き方やライフスタイルに応じた教育・保育ニーズに対応できるよう、引き続き、質の向上や体制整備に取り組みます。

また、働きやすい職場環境の整備や男女共同参画の視点で広報・啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを一層推進していきます。

基本目標3

生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援

貧困、虐待、障がいなどにより、社会的な支援が必要な子どもが増加傾向にあります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するには、こうした子どもとその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

子どもの未来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、児童虐待の防止や、子どもの貧困対策、障がいのある子どもへの支援の充実に取り組みます。

基本目標4

子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進

子どもの成長には、様々な学習や体験・交流活動が欠かせません。子どもの学力の向上はもとより、豊かな人間性と生きる力をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

また、子どもが相談しやすい体制の充実を図り、心身の健やかな成長を支援するとともに、家庭や地域と連携し、すべての子ども・青少年を見守り、支える環境づくりに取り組みます。

基本目標5

地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、様々な体験をすることで心豊かに成長することができます。

地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、地域における子育て支援意識の醸成を図るとともに、多様な資源を活かし、育てる取組を進めていきます。

また、子どもや子育て家庭が快適な環境の中で、のびのびと活動できるよう、安全・安心な環境整備に努めます。

4. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。



第4章 基本施策の推進

第2期計画では、5つの基本目標の実現に向けて、13の施策の方向に基づいた81の施策を推進します。

また、各施策及び計画全体における成果を図るため、施策の方向ごとに達成度の指標を設定して取り組みます。

★新規…第2期計画で新たに取り組むもの

◎計画全体の達成度

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合(ニーズ調査)	76.8%	95%

基本目標1 子どもを安心して産み育てられる支援の充実

施策の方向1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実

妊娠期から子育て期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない母子保健対策を充実させるとともに、子育て家庭が地域で孤立することなく、温かく見守られ支えられる包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。

特に初めての出産や子育ては不安が大きいことから、親自身が必要な知識や技術を学ぶ機会の提供など、安心して出産・子育てができる支援の充実を図ります。

また、引き続き救急診療体制の充実に努めるとともに、医療費の負担軽減についても継続して取組を進めます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
産婦健康診査の2回受診率	89.2% (平成30年度)	100%

N O	施策	内容	担当課
1	健診事業の充実	○妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査を実施し、母子の健康増進を図ります。 ○妊産婦、乳児の健康診査費や検査費用の助成を行い、妊婦等の健康増進を図ります。 ○健診後に支援が必要となった子どもに対して、関係機関と連携し支援します。	保健センター

2	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 ○妊産婦・新生児がいる家庭を訪問し、妊産婦等の健康増進を図ります。 ○訪問や産婦健康診査時に、エジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニングを実施し、産後うつ病のリスクが高い産婦に対しては、定期的な訪問等による適切な支援を行います。 ○すべての産婦が、出産後、家庭で健やかな育児ができるよう、母親自身の心身の回復と子育てへの不安の解消を目的とした、産後ケア事業の充実を図ります。 	保健センター
3	マタニティマークの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳（親子健康手帳）交付時にマタニティマークに関する情報提供を行い、マタニティマークの普及啓発を図ります。 	保健センター
4	予防接種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種法に基づく定期接種を行い、感染症の発症予防に努めます。 ○適切な時期に予防接種が受けられるよう広報等や子育て応援ナビ「すくすくキッズ」において接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。 ○任意の予防接種について費用助成を行います。 	保健センター
5	乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診や各種教室において、子どもの健康管理や育儿に関する学習機会を設け、育儿不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健康づくりに努めます。 	保健センター
6	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○赤穂市食育推進計画に基づき、子どもの発達段階に応じた食育の普及啓発を図ります。 	保健センター
7	子育て応援隊活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師や保育士等の資格を有する子育て応援隊が子育てに関する身近な相談者として育儿相談や訪問等の活動を行います。 	保健センター
8	親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て応援隊さろん等において、子どもを持つ保護者に対し、親同士の仲間づくりや育儿相談を行う場を提供します。 ○保育所や幼稚園に通っていない就学前児童とその保護者を対象に子どもの遊びと親同士のふれあいの場を提供し、子育て家庭への支援を行います。 ○生後5か月の乳児とその保護者を対象に「絵本」を配布し、読み聞かせやお話を通した親子のふれあい促進を図ります。 	保健センター こども育成課 図書館

9	小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民病院における小児医療の充実を図るとともに、地域の病院・診療所との連携を強化します。 ○地域医療機関との連携会議を開催し、病院・診療所との連携強化を図り、医療体制の確保に努めます。 ○夜間・休日の診療における小児科医のオンコール体制の実施により、救急診療体制の充実を図ります。 ○西播磨圏域小児科救急対応病院群輪番制に参加し、夜間・休日等の小児科に係る第2次救急医療体制を実施し、小児救急医療の対応を行います。 	市民病院 保健センター
10	小児医療機関の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ等により、小児救急医療電話相談（兵庫県子ども医療電話相談・播磨姫路小児救急医療電話相談）の普及啓発を行います。 	保健センター
11	不妊に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県が実施する特定不妊治療費助成事業を上乗せして助成します。 	保健センター
12	かかりつけ医の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○いざというとき安全で適切な医療を受けるため、かかりつけ医を持つ必要性について、市民への普及啓発に努めます。 	市民病院 保健センター
13	乳幼児等医療費助成等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○中学3年生までの子どもの医療費を助成する乳幼児等医療費をはじめ、高校生の入院医療費、母子家庭等医療費、重度障害児（者）医療費の助成を実施し、子どもの育ちを支援します。 ○入院養育を必要とする未熟児に対して、治療に必要な医療費を助成します。 ○慢性疾患により長期にわたる療養と治療を必要とする子どもに対して、兵庫県と連携して医療費の自己負担分を助成します。 	医療介護課

施策の方向2 相談体制・情報提供の充実

ニーズ調査の結果では、約6割の人が、子育てに不安や負担を感じています。また、こうした悩みを気軽に相談できる先が「ない」と回答した人の約4割が「子育ての悩みをどこに相談したらよいかわからない」と回答するなど、相談体制・情報提供の強化は、大きな課題です。

子育ての悩みを一人で抱えることなく気軽に相談できるよう、関係機関と連携しながら相談支援の充実を図ります。

また、保護者が自分に合った支援を適切に選ぶことができるよう、様々な子育て支援に関する制度や事業の周知についても、積極的に取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
子育て情報サイトへの年間アクセス数		
①すくすくキッズ	131,305回 (平成30年度)	220,000回
②LINEの子育て情報	—	130,000回

N O	施策	内容	担当課
14	相談機関のネットワーク化	○育児相談、家庭児童相談室や児童相談所、主任児童委員、子育て世代包括支援センター等の関係機関相互の情報共有や連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。	子育て健康課 こども育成課 保健センター
15	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	○広報やホームページ、子育て応援ナビ「すくすくキッズ」、各種SNSなど多様な媒体を活用して、子育て支援サービスやイベント情報、予防接種情報等の周知を図ります。 ○子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談支援体制の充実を図ります。	子育て健康課 保健センター こども育成課
16	各種子育て相談の充実	○家庭児童相談室をはじめ、保育所、幼稚園、児童館等の関係機関において窓口、電話、メール等による相談体制の充実を図ります。 ○関係機関との連携を強化するとともに、相談員の研修を実施して、多様化・複雑化する子どもや子育て家庭に関する相談対応に努めます。 ○自殺対策計画に基づき、包括的・全庁的に子ども・子育て家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。	子育て健康課 こども育成課 保健センター
17	発達に遅れがみられる子どもへの相談	○赤穂市教育研究所のカウンセラーによる「発達支援相談」、各学校に配置されているスクールカウンセラーによ	指導課

	談・支援事業等の充実	るアセスメント（聞き取り、観察等）に基づく「教育相談」を充実させ、発達に課題のある子どもに対する相談支援活動を推進します。	
18	イベントの実施および情報の提供	<p>○児童館や子育て学習センター等において、親子や世代間での交流イベントを実施します。</p> <p>○広報紙やホームページ等を通じて、子どもを対象としたイベント情報を随時提供します。</p>	子育て健康課 保健センター 生涯学習課

施策の方向3 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の負担軽減を図るため、市では、様々な子育て支援サービスに取り組んでいますが、子育て家庭の生活状況の変化により、子育て支援サービスのニーズもますます多様化しています。

共働き家庭へのサービスだけでなく、子どもを家庭で保育する家庭についても子育てに対する不安解消や孤立を防ぐ取組が、一層求められています。

引き続き、育児疲れやリフレッシュのために、一時的に保育する場や、子どもや保護者が気軽に集える場の充実に努め、全ての子育て家庭のライフスタイルに応じたサービスの提供を推進します。

また、アフタースクールについても、支援員への研修を充実し、質の高い事業の提供体制の維持に努めていきます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
乳幼児一時預かり事業の登録率	18.6% (平成30年度)	45%以上
病児・病後児保育事業の登録率	1.3% (令和元年11月末)	9%以上

N O	施策	内容	担当課
19	一時預かり事業の充実	○子育て世帯の育児に対する心理的及び身体的負担を軽減させるため、より利用しやすい事業運営と事業の積極的な周知に努めます。 ○保育所で多様な保育ニーズに合わせた一時預かり事業の実施に努めます。	子育て健康課 こども育成課
20	病児・病後児保育の実施	○事業の普及啓発を図り、登録者の増加と円滑な事業実施に努め、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。	子育て健康課
21	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	○保護者が日中就労等のため家庭にいない児童が健やかに成長できるよう、小学校余裕教室等で適切な遊びと生活の場を提供するとともに、専門職の活用を検討します。 ○施設面では適正な維持管理に努めるとともに、運営面では支援員の適正な配置、研修の充実による現場の体制強化や、各クラブの問題点の抽出と対応を行うことにより、事業の充実を図ります。	生涯学習課
22	放課後子ども教室推進事業	○放課後に子どもたちが安全で安心して過ごせる場を確保するとともに、地域の参画を得て交流活動等を推進します。	生涯学習課
23	子育て学習センタの一の充実	○利用者のニーズに合わせた、子育て支援機能の充実に努めます。	生涯学習課

		<p>○親の子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場を提供するとともに、多様化する相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。</p> <p>○子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場を提供します。</p>	
24	ファミリー・サポート・センター事業の推進	<p>○子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子どもの送迎、子どもの預かり等、子育てについて助け合う仕組みを運営します。</p> <p>○事業の周知に努め、育児の相互援助機能として、子育て中の人々や働く人たちの家庭を支援します。</p>	子育て健康課
25	検診受診時の託児サービスの実施	○女性がん検診等を受診する間、託児を実施し、検診を受診しやすいよう環境づくりを行います。	保健センター
26	子育て家庭の経済的負担の軽減	<p>○児童手当の支給等により、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。</p> <p>○小学校、中学校、幼稚園、保育所等の給食費を補助することにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。</p>	子育て健康課 こども育成課 給食センター

基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備

施策の方向1 教育・保育サービスの充実

本市では、就学前の児童数は減少傾向にありますが、女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等を利用したいというニーズは高まっており、平成30年度には待機児童が発生しました。

ニーズ調査の結果からも、母親の就労意向に加え、教育・保育の無償化等の影響により、今後も教育・保育ニーズの拡大が見込まれます。

増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、保育・幼児教育を担う人材の確保は急務です。引き続き、潜在保育士の発掘や保育士全体の質の向上につながる研修を実施するなど、安定したサービスの提供体制の確保に努めます。

また、幼稚園における3歳児保育については、すべてのニーズに対応できるよう、体制整備に取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
保育所待機児童の数 (平成31年4月1日現在)	1人	0人

N O	施策	内容	担当課
27	教育・保育の提供体制の充実	<p>○教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）により、入所希望状況などに応じた受入れに努めます。</p> <p>○全保育所で乳児保育を実施します。</p> <p>○有資格者や保育所・幼稚園で働くことをめざしている学生等を対象に研修会等を開催し、保育人材の確保に努めます。</p> <p>○幼児教育担当指導主事を配置し、保育士・幼稚園教諭の専門性の向上に向けて指導・育成を行います。また、公私・施設類型を問わず市内の教育・保育施設合同で研修会を実施するなど、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。</p> <p>○海外から帰国した幼児や外国人幼児及びその家族に対して、コミュニケーション方法に配慮して保育を行います。</p> <p>○地域型保育事業の導入にあたっては、教育・福祉が連携し必要な支援を行います。</p>	こども育成課 子育て健康課

28	延長保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○全保育施設で延長保育を実施します。 ○公立保育所で対応できない時間外保育については、ファミリー・サポート・センター事業等を活用するなどの連携を図ります。 	こども育成課
29	土曜日午後保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○土曜日の午後に保護者の勤務等により保育が必要な子どもを対象に、赤穂保育所において、毎週土曜日の午後7時まで保育を実施します。 ○多様化する保育ニーズの把握に努めます。 	こども育成課
30	障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭や専門機関等との連携を密にするとともに、専門職の活用も図り、きめ細かな障がい児保育を実施します。 ○幼稚園・通園施設など関係機関との連携を図り、情報交換やケーススタディを通じて、障がいのある子どもに対する適切な保育の充実に努めます。 	こども育成課
31	公立保育所の運営方針のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児童解消のため、保育士の確保に努めます。 ○公立保育所におけるより充実した保育サービス等について検討します。 	こども育成課
32	幼稚園教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向等にも留意しながら、幼稚園運営の充実に努めます。 ○3歳児保育の利用ニーズを踏まえながら、希望者全員が3歳児保育を利用できる体制整備に取り組みます。 	こども育成課
33	幼保一体化の検討・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市の実情にあった就学前教育・保育のあり方について検討します。 	こども育成課 子育て健康課
34	利用者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○国や近隣市町の動向に留意しながら、利用者負担の適正化を図ります。 	こども育成課
35	幼児教育・保育の無償化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。 	こども育成課 子育て健康課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

ニーズ調査の結果においても、「仕事と子育ての両立」は大きな課題の一つとなっています。

誰もがやりがいをもって働きながら、子育てや家庭、地域等と関わる時間を充実させ、健康で豊かな生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた一層の取組が必要です。

男女が互いに尊重し合い、共に働きながらでも子育てしやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を図ります。

また、男性の育児休業取得率の向上や家事・育児等への参画をより推進するため、企業等に対しても働きかけを行います。

指標	直近の現状値	目標値(令和 6 年度)
父親の育児休業の取得率(ニーズ調査)	2.0%	10.0%

N O	施策	内容	担当課
36	子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発	○仕事と生活のバランスを個人のライフステージに応じて実現することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から普及・啓発します。	市民対話課
37	ゆとりある労働環境づくり	○第2次赤穂市男女共同参画プランによる女性が働き続けるための環境を整備するため、企業や事業主、職場などに対し理解と協力を働きかけます。 ○子育て世帯のゆとりある労働環境づくりを、関係課と連携して推進します。	市民対話課 産業観光課 子育て健康課
38	就業・再就職の支援	○出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に就職に役立つセミナーの開催を関係機関と連携して推進します。	市民対話課
39	男女共同による子育ての推進	○第2次赤穂市男女共同参画プランに基づき、家庭生活における男女共同参画をめざす取組を図ります。 ○「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改めるため、赤穂市女性団体懇話会の育成に努め、他市等との交流を図り、市民に向けての情報発信や啓発活動を実施します。 ○男性の育児についての学習や体験機会を増やすため、男性が参加しやすい各種講座や学校園所における行事の開催を進めます。 ○小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じて、子育てに対する意識を醸成し、健全な母性・父性を養う機会を充実します。 ○プレママ・プレパパクラスにおいて、妊婦やそのパートナー等に対し、育児に対する意識の醸成を図ります。	市民対話課 こども育成課 指導課 保健センター

基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援

施策の方向1 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実

子どもの貧困は、社会的にも深刻な問題となっており、平成25年には「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定されるなど、国も取組を進めています。

本市でも、子どもの生活実態調査を実施し、家庭の経済状況が子どもの育ちに影響を与えることが明らかとなりました。

これまでにも、子どもや家庭の状況に応じた様々な支援施策を実施していますが、実態調査の結果では、既存の支援施策が必要な対象者に届いていないこともうかがえます。

既存の施策の効果的な周知に努めるとともに、教育や福祉などの関係機関が連携し、包括的なサポート体制の強化や、学習支援事業の検討など、さらなる支援の充実を図ります。

また、行政や学校園所のほか、民間の事業所や地域の支援団体などが連携し、支援が必要な子どもや家庭の早期発見及び適切な支援につなげるネットワーク機能を整備します。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
支援により就労に至ったひとり親の割合	63.0% (平成30年度)	100%

N O	施策	内容	担当課
40	ひとり親家庭の自立支援の充実	○生活や就労に関する相談や、自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成により、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て健康課
41	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	○児童扶養手当や母子世帯等への奨学金の支給等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 ○母子家庭等医療費助成により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。	子育て健康課 医療介護課
42	就学援助の実施	○小・中学校に通う子育て家庭の所得状況等に応じ、就学支援を行います。	教育委員会総務課
43	学習支援の推進	★経済的困難を抱えた家庭やひとり親家庭の子どもに対し、教育・福祉及び関係機関が連携し、将来の自立のための学習支援を推進します。	子育て健康課 社会福祉課 生涯学習課 指導課
44	支援体制の充実	★教育、福祉、関係機関をはじめ、地域や民間団体をつなぐネットワーク機能を整備し、より効果的な支援が行える体制の充実を図ります。	子育て健康課 社会福祉課

施策の方向2 児童虐待防止対策の推進

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は年々増加し、子どもの死亡事件も相次いでいます。

本市においても、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見及び適切な保護を目的として「赤穂市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所や警察、医療機関、学校園所など様々な関係機関と連携し、情報共有や支援の検討を行っていますが、年々、複雑、困難化する事案に対応するため、関係機関の一層の連携と、専門性の強化が求められています。

より充実した相談・支援体制を目指し、体制の強化と職員の専門性の向上に努めるとともに、市民や保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組みます。

また、妊娠期からリスクの高い家庭への支援や保護者の孤立を防ぐ取組を推進します。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合	11.5% (平成30年度)	9%以下

N O	施策	内容	担当課
45	虐待の予防と早期発見への取組の強化	<p>○要保護児童対策地域協議会を基盤として、児童相談所、教育機関、警察、民生委員・児童委員等の関係機関相互の連携を図り、児童の健全育成を推進します。</p> <p>○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や関係機関との連携強化により、虐待の予防と早期発見への取組の強化を行います。</p> <p>○乳幼児健診未受診者等を定期的に把握し、連絡がとれない子どもについては安全確認を行います。</p> <p>★児童虐待防止及び早期発見の取組を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。</p> <p>★複雑・困難化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できるよう、職員の専門性の向上に努めます。</p> <p>★兵庫県警と連携し、広域的な事案に対しても迅速な対応に努めます。</p>	子育て健康課 保健センター
46	児童虐待防止の啓発と相談窓口の周知	<p>○子どもの虐待の発生予防、地域ネットワークの構築等の意識の高揚を図るため、ホームページや広報を通じて啓発を行います。</p> <p>○児童虐待に関する相談窓口の周知に努め、虐待が疑われる児童の早期発見と、子育てに悩む保護者の支援の充実に努めます。</p>	子育て健康課

47	養育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに対して不安を抱える家庭や虐待のリスクがある家庭等、支援の必要性のある家庭に産後ケア事業等継続的な支援を行い、養育に関する助言を行います。 ○特定妊婦については、定期的にケース会議を開催し、関係課と情報共有を図り早期支援につなげます。 	保健センター
48	配偶者等からの暴力（DV）防止と相談支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○DVの防止に向けて、ホームページや広報等で啓発するとともに、若者の間で起こるデートDVを防止するため、学校における取組を推進します。 ○DVの身近な相談窓口となるよう、関係課と連携して母子・父子自立支援員や女性問題相談員による相談支援体制を継続して実施します。 ○男女の好ましい関係について学ぶため、中学生を対象にデートDV防止講座を実施し、若年層からの啓発に努めます。 	市民対話課 子育て健康課 指導課
49	社会的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所や児童福祉施設等と連携して、里親制度の普及啓発を図ります。 	子育て健康課

施策の方向3 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して育つことができるよう、障がいへの理解促進を図り、その子の特性や発達に応じて教育・保育を受けられる環境を整えるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。

健診や様々な子育て支援事業の中で、支援が必要と思われる子どもの早期発見に努め、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携して、地域全体で切れ目のない支援を行う体制の充実を図ります。

特に学校園所において、重度障がいのある医療的ケアが必要な子どもを受入れるための支援体制の構築についても検討します。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
医療的ケア児コーディネーターの配置	0人	1人

N O	施策	内容	担当課
50	障がいのある子どもの早期発見・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談及び学校園所等を通じ、配慮が必要な子どもの早期発見と関係機関との調整に努めます。 ○乳幼児健診等で把握された言葉の発達の遅れや行動面において問題がある子どもに対し、精神精密事後指導教室 	子育て健康課 保健センター 指導課

		<p>において、子どもの発達を促すよう保護者や子どもに支援を行います。</p> <p>○発達に障がいのある子どもを持つ保護者を対象に良好な親子関係を構築するためのペアレントトレーニングを実施します。</p> <p>○「こども発達相談」を実施し、精神発達面に問題のある児童に対し、小児神経科医師による専門的な相談を行います。</p> <p>★特別な配慮・支援を必要とする子どもを対象とした相談事業を実施し、子ども・保護者に寄り添った支援の充実に努めます。必要に応じて、関係機関と連携して個別の相談を実施します。</p>	
51	特別支援教育の充実	<p>○特別支援教育指導補助員を配置し、特別な配慮を必要とする児童生徒一人ひとりに応じた手立てを行い、きめ細かな指導を推進するために増員配置を計画し、支援の充実をめざします。</p> <p>○必要に応じて特別支援教育指導補助員を配置し、障がいの程度や一人ひとりの心身の発達に応じた幼児教育を実施します。</p> <p>○障がいのある子どもの就園先について教育相談を実施します。</p>	指導課 こども育成課
52	療育事業の充実	<p>○個々の発達に合わせた適切な援助を行うため、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活でのふるまい方のトレーニング、保護者向けの相談やプログラムなど、療育機関としての専門性を活かしていくよう努めます。</p> <p>○母子保健事業を通じて障がいの早期発見に努め、障がいの状況に応じて必要な支援につながるよう関係機関と連携を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。</p>	社会福祉課 保健センター
53	障がい児（者）福祉サービスの充実	○障がいのある子どもがその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付や補装具の交付・修理など福祉サービスの充実を図ります。	社会福祉課
54	障がいのある子どもの社会参加の促進	<p>○障がいのある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つ支援を推進します。</p> <p>○赤穂市障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、障がいのある子どもの社会参加の促進を図ります。</p>	社会福祉課
55	相談支援体制の充実	○赤穂市障害者自立支援協議会相談支援部会やこども部会等の枠組みを活用して課題等を整理し、障がいのある子どもの支援体制の構築に努めます。	社会福祉課

56	医療的ケアの推進	<p>★医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関と情報交換や連携を図るとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等、支援体制の整備に努めます。</p> <p>★医療的ケア児への配慮として、医療的ケア検討委員会を中心に協議を重ね、個別のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。</p> <p>○研修等を通して医療的ケア児への理解を深めます。</p>	社会福祉課 指導課 こども育成課
----	----------	--	------------------------

基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進

施策の方向1 豊かな心と健康なからだの育成推進

子どもは遊びによって楽しみながら世界を広げ、バランスよく心身の能力を発達させていくとともに、コミュニケーションを取り合いながら協調性や社会性が培われていきます。しかし、近年、スマートフォンや携帯用ゲーム機の普及等により、室内での一人遊びが増えるなど、子どもの遊びの内容も変容しています。

多様な人との出会いや、遊技、レクリエーションを含む様々な学習や体験は、子どもの基本的な生きる力の獲得や社会性の発達に欠かせません。

子どもの豊かな心身の発達を育むために、今後も様々な交流・体験活動の提供の充実や体力の向上を図るための取組や食育を推進していきます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
学校医や専門家による職員研修の実施回数	小中学校各校1回	小中学校各校2回

N O	施策	内容	担当課
57	心豊かな子どもの育成をめざした教育の推進	○子どもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取組や健康教育、食育を推進します。 ○発達段階に応じた「義士教育」を行い、赤穂に生まれ育つ者としての教養とふるさと意識の醸成を進めます。	こども育成課 指導課
58	子どもが学ぶ機会の提供	○子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業などさまざまな学習や体験活動等の機会の充実を図ります。 ○学校運営協議会を市内全小中学校に設置し、地域とともににある学校づくり「コミュニティ・スクール」によって、地域資源（人、もの、自然環境等）を活用した学ぶ機会の充実に努めます。	こども育成課 指導課 環境課
59	学校等における思春期の保健対策の充実	○思春期の子どもの健全育成のため、保健の授業において思春期の心と身体の仕組みを理解させ、男女の性差を踏まえた教育、指導、相談等の充実を図ります。	指導課
60	健康教育・保健指導の充実	○食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関して正しい理解をさせるため、学校医や専門家も交えた研修の機会の充実を図ります。 ○学校園所及び関係機関において「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進するとともに、家庭と連携して、子どもたちの基本的な生活習慣を身につけさせます。	指導課

施策の方向2 学校教育環境の整備

教育は、次代を担う子どもたち一人ひとりの人格の完成を目指すものであり、将来にわたって幸福な生活を営むうえで不可欠なものです。特に、人口減少や少子・高齢化、情報化などにより、社会構造が急速に変化する中で、教育の重要性はますます高まっています。

ニーズ調査の結果でも、子育てについての不安や負担として、「子どもの教育やいじめなどが心配」という回答が多く見られました。

子どもの確かな学力と、豊かな人間性や社会性、健康な身体をバランスよく育てるためにも、今後も教職員の質の向上と、特色ある学校づくりの推進に取り組んでいきます。

また、地域、家庭、学校の緊密な連携のもと、地域に根差した信頼される学校づくりにより、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境づくりを推進します。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
外部人材による教育機会の実施回数	小中学校各校2回	小中学校各校4回

N O	施策	内容	担当課
61	特色ある学校づくりの推進	○地域とともにある学校づくりを推進するため、全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。 ○各学校の児童生徒の実態と地域資源（人、もの、自然環境）等を活用した特色ある学校づくりを進めます。 ○特色ある学校づくりの理解を図るため、各学校における魅力ある教育活動を広報し、地域住民の理解を広めます。	指導課
62	幼保小連携教育の推進	○幼稚園・保育所と小学校の教職員が互いの教育について理解を深め、スタートカリキュラムの開発により幼児と児童の交流活動を教育課程に位置づけるなど、幼保小の連携教育を充実します。	こども育成課 指導課
63	学校の組織力と教職員の資質向上の推進	○学校の組織力と、教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、「チーム学校」としての組織力、教育力の向上を図ります。	指導課
64	外国人児童生徒が学びやすい環境の推進	○日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員と外国人児童生徒とのコミュニケーションを円滑にするとともに、生活への適応や学習支援、心の安定を図るため、学校に国際理解センターを派遣し、学校生活への早期適応を促進します。	指導課

施策の方向3 児童・青少年の健全な育成のための環境整備

近年、情報の氾濫や出会い系サイトなどにより、児童・青少年が犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。また、凄惨ないじめにより自ら命を絶つ子どもも少なくありません。

次代を担う児童・青少年が、自他共にかけがえのない存在であることを認識し、また社会の一員であることを自覚して、自ら進んで社会参加できるよう、家庭、学校、地域が連携して児童・青少年の安全確保と健全育成に取り組みます。

また、児童や青少年、その保護者の不安や悩みにきめ細かに対応するため、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実やネットワークの強化を図ります。

さらに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、学校における情報モラル教育を強化するとともに、家庭や地域においても一層の啓発を行います。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
自殺予防プログラムの実施か所数	中学校1か所	中学校5カ所

N O	施策	内容	担当課
65	心の問題に配慮した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。○不登校、いじめなど、児童生徒が直面する心の問題に対応するため、中学校区ごとに組織された地域サポートチーム会議の有効な活用を図りながら、相談体制、個別ニーズへの適切な取組の充実を図ります。○スクールソーシャルワーカーにより関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図りながら進めています。○各中学校に心の教室相談員を配置し、心の悩みや不安を持つ子どもたちが安心して生活できる空間（教室）を確保します。	指導課
66	児童・青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none">○児童・青少年が現在の生活を充実して送るとともに、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。○関係機関・団体や地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。	指導課
67	有害情報から子どもを守る体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。○「命を守る教育」の一環として、保護者と児童生徒を対象にSNSの正しい使い方についての研修会を実施したり、各学校におけるインターネット利用に関するルール作りを推奨したりし、保護者の意識啓発と児童生徒の正しい使い方についての理解を進めます。	生涯学習課 指導課

基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進

施策の方向1 地域の子育て力の向上

少子化・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもや子育て家庭が孤立しないためには、子育て家庭が互いに支え合うことはもとより、様々な世代、立場の人に子育て家庭に目を向けてもらい、地域ぐるみで支える環境づくりが必要です。

母親クラブや子ども食堂など、地域で活動する子育てサークルやボランティア団体等への支援を継続し、子ども同士、親同士の仲間づくりや居場所づくりの充実に努めるとともに、世代間の交流も促進し、地域における子育て意識の啓発に努めます。

また、地域における子育て支援の質の向上と担い手の育成も大きな課題の一つです。子育て支援の活動団体をはじめ、地域住民や大学等との連携を推進し、子育て支援に関わる人材の育成・支援を図り、地域における子育て支援が継続的かつ発展的に展開するよう取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
地域における子どもの居場所のか所数	2か所	10か所

N O	施策	内容	担当課
68	母親クラブの充実	○親子及び世代間の交流や文化活動など地域の特性を取り入れた自主的な活動を行う母親クラブの活動促進を図ります。	子育て健康課
69	地域・学校園所・大学の連携の推進	○各地区まちづくり連絡協議会と連携し、子どもたちの登下校時の安全確保を図るため、交通指導員による活動を推進します。 ○若い世代が子どもに関わるボランティア等の活動に参画することができるよう、さまざまな機会を提供するとともに、推進役としての活用を図ります。 ○赤穂市コミュニティ・スクールを推進し、地域人材を活用した地域に開かれた学校づくりを進め、地域コミュニティの活性化につなげます。	危機管理担当 こども育成課 指導課
70	子育て支援の人材育成の促進	○子育て学習センターにおける各種講座等を活用し、地域の子育てリーダーや子育て学習グループ・サークル等の育成・支援を図ります。	生涯学習課
71	地域における子育て支援意識の醸成	○主任児童委員等により、子どもと親のふれあいを通じて子育ての楽しみを伝えます。 ○子育て冊子やSNS等を通じて赤穂で子育てる魅力を発信します。	子育て健康課

72	若者の交流の場づくり	○婚活事業等各種イベントの情報発信に努めます。	子育て健康課
73	児童館の整備・充実	○子どもに適切な遊びと学びの場を提供するとともに、地域の子育て拠点ともなる児童館の整備改善に努めます。	子育て健康課
74	地域における居場所づくりの促進	○困窮を抱えた世帯やひとり親世帯等の子どもを対象とした食事の提供等の居場所づくりを行う団体に対して運営費を補助するなど活動促進を図ります。	子育て健康課

施策の方向2 子どもの安全を守る生活環境の整備

近年、通学中等に子どもが事件や事故に巻き込まれ命を落とすといった、痛ましいニュースが後を絶ちません。

本市では、保護者、学校、地域住民、警察等が連携してパトロールを実施するなど、子どもの安全確保のため、様々な取組を行っていますが、通学路等における安全対策や地域ぐるみの見守り活動を強化するとともに、子どもや保護者、ドライバーに対する交通安全教育を促進し、安全・安心な地域づくりを推進します。

また、子どもや妊産婦をはじめ、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の環境整備にも継続して取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
子どもの人身事故件数(18歳未満)	34人 (平成30年中)	29人

NO	施策	内容	担当課
75	地域での安心・安全ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを犯罪等の被害から守るため、まちづくり防犯グループ、防犯協会、赤穂みまわり隊による防犯活動を強化し、子どもを守る地域ぐるみの防犯活動を推進します。 ○各学校園所の連絡メールシステム等を活用し、子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、学校園所、児童館等に速やかに伝達し、情報の共有化を図り、保護者へ連絡する等迅速な対応に努めます。 ○P T Aと地域住民が協力し、各地域の実態にあった「子どもの安全」に関わる活動を実施できるよう必要な支援や情報提供に努めます。 	危機管理担当 子ども育成課 指導課 生涯学習課 子育て健康課
76	バリアフリー化の推進	○兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設や道路等のバリアフリーの現状を把握するとともに、誰もが暮らしやすく活動できるユニバーサル社会づくりの定着を目指します。	社会福祉課 子育て健康課

		<p>○高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人に配慮した公共施設や道路等の整備に努めます。</p> <p>○バリアフリーに関する情報を広報紙やホームページ等を通じて提供していきます。</p> <p>○子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。</p>	
77	身近な遊び場の整備・充実	<p>○子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場ともなる街区公園や児童遊園など身近な遊び場の整備・充実に努めます。</p> <p>○地域の協力を得ながら、遊具の点検・改善や清掃など、公園の美化・環境整備に努めます。</p>	都市整備課
78	防犯灯の設置の促進	<p>○子どもの安全確保や生活環境の向上を図るため、夕方・夜間に子どもが安全に通行できるよう、必要に応じて防犯灯の設置を行います。</p>	建設課
79	交通安全対策の推進	<p>○保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。</p> <p>○各季の交通安全キャンペーンなど、各種啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの交通安全意識を高めます。</p> <p>○地域で交通安全指導を行う交通指導員の育成を図るとともに、交通指導員、PTA等による通学路の立番を継続して実施し、子どもの交通安全の確保に努めます。</p> <p>○交通安全グッズを市内幼稚園、小学校の全新入園児と新入生に配布し、交通安全啓発に努めます。</p>	危機管理担当
80	幼児2人同乗用自転車の購入助成	<p>○安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車購入に係る費用の一部として、助成金を支給します。</p>	子育て健康課
81	施設・通学路の安全対策の充実	<p>○防犯カメラを活用し、学校園所や施設等を利用する子どもの安全確保に努めます。</p> <p>○児童生徒の登下校における「1人区間」「見守り空白地帯」がないように、スクールガードリーダーの配置を進めるとともに、地域住民による「ながら見守り」を呼びかけ、積極的な参画を促します。</p> <p>★通学路の安全を確保するため、「赤穂市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路安全推進会議（学校関係者、保護者、交通管理者、道路管理者で構成）による合同点検を実施し、PDCAサイクルで対策の改善・充実に努めます。</p> <p>★通学路安全推進会議による点検結果に基づき、子どもが安全に通学できるよう道路等の改善を行います。</p>	子育て健康課 保健センター こども育成課 生涯学習課 指導課 建設課

第5章 事業量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

事業内容

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の施設等に小学校就学前の子どもが日常的に通う事業です。

■認定区分と提供施設

提供区分			提供施設		
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	認定 こども園	幼稚園	特定 地域型保育
2号	3～5歳	保育の必要性あり		保育所	
3号	0～2歳	保育の必要性あり			

確保方策の内容

- 市内の教育・保育施設は公立幼稚園 10か所、公立保育所 6カ所、私立保育園 1か所、認定こども園 1か所でサービス提供を実施しています。
- 保育の必要性のある4歳児、5歳児の教育利用希望者については、幼稚園預かり保育で対応しています。
- 3号認定の確保不足を解消するため、引き続き保育人材の確保に努めるとともに、多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設、地域型保育事業により、提供体制の確保を進めます。

(1) 1号認定(認定こども園、幼稚園) 3～5歳

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	645	631	587	569	576
B. 確保方策	716	716	716	716	716
B - A	71	85	129	147	140
A. 量の見込み(3歳児保育)	171	156	147	147	147
B. 確保方策	75	100	125	150	150
B - A	△96	△56	△22	3	3

(2)2号認定(認定こども園、保育所)3－5歳

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み(教育ニーズ)	35	33	32	32	31
B. 確保方策	32	32	32	32	32
B－A	△3	△1	0	0	1
A. 量の見込み(保育ニーズ)	159	151	149	148	145
B. 確保方策	139	139	139	139	139
B－A	△20	△12	△10	△9	△6

(3)3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育)0－2歳

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み(0歳)	85	82	80	77	76
B. 確保方策	54	60	66	78	78
B－A	△31	△22	△14	1	2
A. 量の見込み(1-2歳)	207	210	205	202	195
B. 確保方策	195	195	195	202	202
B－A	△12	△15	△10	0	7

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育の時間を超えて認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

確保方策の内容

- 延長保育事業については、すべての保育所で実施し、見込み量は十分に確保されていますが、今後も供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	94	92	89	87	86
B. 確保方策	実人数 施設数(か所)	112 8	112 8	112 8	112 8
B - A	18	20	23	25	26

(2) アフタースクール(放課後児童健全育成事業)

事業内容

就労等により保護者が家庭にいない就学児に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策の内容

- 全国的に利用者数が増加しており、今後もニーズは増えると推測されます。引き続き、児童の安全な居場所を提供するため、学校の余裕教室の活用や施設整備などにより、確保対策を講じていきます。

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)					
	R2	R3	R4	R5	R6	
A. 量の見込み	合計	507	519	557	579	602
	1~3年生(低学年)	368	377	398	401	412
	4~6年生(高学年)	139	142	159	178	190
B. 確保方策	1~6年生	507	519	557	579	602
	施設数(か所)	14	14	14	14	14
B - A		0	0	0	0	0

(3)子育て短期支援事業【ショートステイ】

事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保方策の内容

- 市内 1 カ所（さくらこども学園）、中・西播磨地域で 4 カ所実施しており、今後さらなる需要に対しても、供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

区分		2期計画(量の見込み／確保方策)				
		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		13	12	12	12	12
B. 確保方策	延べ人数	21	21	21	21	21
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
B - A		8	9	9	9	9

(4)地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供等を行う事業です。

確保方策の内容

- 少子化や保護者の就労等により、利用者数は減少傾向にあるが、事業のPRにより利用者数の維持に努めます。
- 子育て中の保護者が地域の中で交流を深めながら、いきいきと子育てが出来るよう支援するとともに、引き継ぎ体制の整備・維持に努めます。

単位：人日／年

区分		2期計画(量の見込み／確保方策)				
		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		4,528	4,437	4,405	4,312	4,182
B. 確保方策	延べ人数	4,528	4,437	4,405	4,312	4,182
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
B - A		0	0	0	0	0

(5)一時預かり事業

事業内容

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

確保方策の内容

- 市立幼稚園では4・5歳児、認定こども園では3～5歳児で実施しています。
- 幼稚園在園者の一時預かり事業は、すべての幼稚園、認定こども園で実施します。また、それ以外の一時預かり事業は、保育所4か所、ファミリー・サポート・センター及びすこやかセンター内乳幼児一時預かりで実施し、十分な確保体制を維持していきます。

①幼稚園型

単位：人日／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	53,937	51,674	49,889	48,341	48,341
B. 確保方策	延べ人数 施設数(か所)	53,937 11	53,654 11	53,654 11	53,654 11
B - A	0	1,980	3,765	5,313	5,313

②幼稚園型以外

単位：人日／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	2,807	2,792	2,789	2,712	2,632
B. 確保方策	一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業	5,384 862	5,384 862	5,384 862	5,384 862
B - A	3,439	3,454	3,457	3,534	3,614

(6)病児・病後児保育事業

事業内容

病院・保育所等に付設された専用スペースで、病児を看護師等が一時的に保育する事業です。

確保方策の内容

- 病児・病後児保育事業については、市内 1 か所で実施しており、今後の需要に対して供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	467	454	445	430	420
B. 確保方策	延べ人数	720	720	720	720
	施設数(か所)	1	1	1	1
B - A		253	266	275	290
					300

(7)ファミリー・サポート・センター事業【子育て援助活動支援事業】

(小学1年生から小学6年生)

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策の内容

- 市内 1 か所で実施しており、今後も提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、量の見込みを確保します。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持します。

単位：人日／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)					
	R2	R3	R4	R5	R6	
A. 量の見込み	1～3 年生	967	941	924	889	855
	4～6 年生	293	282	280	268	261
B. 確保方策	1～3 年生	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
	4～6 年生	317	317	317	317	317
B - A		58	95	114	161	202

(8)利用者支援事業

事業内容

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策の内容

- 母子保健型の利用者支援事業については、保健センターにおいて、平成30年度から赤穂市子育て世代包括支援センター「えるふあルーム」を開設し実施しています。
- 基本型の利用者支援事業については、市役所の子育て支援担当窓口を総合相談窓口として実施しています。
- 妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援体制を継続します。

単位：か所

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	2	2	2	2	2
B. 確保方策	2	2	2	2	2
B - A	0	0	0	0	0

(9)乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

確保方策の内容

- 生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師、子育て応援隊が訪問し、安心して育児ができるよう養育環境等の把握や助言を行います。

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	284	275	268	260	252
B. 確保方策	284	275	268	260	252
B - A	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保方策の内容

- 子育てに対して不安を抱える家庭や虐待のリスクがある等、支援の必要性がある家庭を保健師等が訪問し、養育に関する助言を行います。

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	48	48	48	48	48
B. 確保方策	48	48	48	48	48
B - A	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

事業内容

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策の内容

- 妊娠中の母子の健康を保持するため、妊娠届出時に妊婦健診の必要性について周知します。また、妊婦健康診査に係る費用助成を行い、受診を促進します。

単位：人／年

区分	2期計画(量の見込み／確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	426	415	403	391	387
B. 確保方策	426	415	403	391	387
B - A	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の取組】

- 今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

【今後の取組】

- 新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

第6章 計画の推進体制等

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関する関係機関をはじめ、学校、事業所、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するため、「赤穂市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。



第7章 参考資料

1. 用語解説

語 句	解 説	頁
ア 預かり保育	幼稚園の教育時間以外の時間において、子どもを保育すること。	35 76
イ 育児休業	育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。原則として子ども1人につき1回、1歳6ヶ月に達するまで育児休業を取得することができる。また、1歳6ヶ月到達時点でさらに休業が必要な場合、一定の条件を満たせば、子が2歳に達する日まで延長することができる。	37 61 62
	医療的ケア児コーディネーター	日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がいのある子どもやその家族等が地域で安心して暮らしていくよう、関係機関と連携し、総合的な支援調整を行うコーディネーターのこと。
エ ジンバラ 産後うつ病 質問票	1987年に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして、国際的に広く普及している。	54 64
オ オンコール	医療従事者の勤務形態のひとつで、医師や看護師、救急担当などが、患者の急変時や救急搬送時、休日や勤務時間外であっても呼び出しに対応できるように待機していること。	23 55
カ かかりつけ医 家庭児童相談室	なんでも相談でき、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。	23 55
	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、福祉事務所に設けられている相談・指導等を行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。	56
キ 教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。	56 60 74 76 82 84
ケ ケーススタディ	具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にあら原理や法則性などを究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。	61
コ 合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。	5

語 句	解 説	頁
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を切れ目なく提供するための総合窓口。妊娠・出産・子育て期の様々な相談に対応できるよう、助産師や保健師、管理栄養士などの職員が、関係機関と連携し、子育て世代を総合的にサポートする。	15 17 21 22 54 56 64 82
子ども・子育て支援関連3法	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。	1
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。	1 2 3
子どもの貧困対策の推進に関する法律	令和元年9月に施行された、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。	2
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6）に基づいた仕組。	68 69 71
里親制度	児童福祉法に定められた子どもに対する援助の一つ。18歳になるまで養護を行う「養育里親」、親族がなる「親族里親」、委託期間が1年以内の「短期里親」、虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもを預かる「専門里親」などの種類がある。	65
障害者自立支援協議会	協議会は、地域の関係者が集まり、相互の連携を図ることにより明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めしていく役割を担っている。	20 21 66
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日に施行された法律。 当初、10年間の时限立法であったが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長された。	2
自殺予防プログラム	兵庫県立心の教育総合センターによる自殺予防教育のプログラムのこと。「早期の問題認識（心の健康）」と「援助希求的態度の育成」を柱とし、中学校用と高等学校用が作成されている。	70

語 句	解 説	頁
児童館	児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。	25 35 56 57 72
児童虐待	子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待に分類される。また、虐待が疑われる場合や発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。	1 17 18 21 64 50 52
シ 社会的擁護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。	65
少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。	1 71 79
食育	平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」と位置づけられている。	22 24 54 68
女性問題相談員	セクシャルハラスメントやドメスティック・バイオレンス等をはじめとする女性問題に関する心の悩みを傾聴し、必要な情報提供を行う。	65
スクールガード リーダー（地域 学校安全指導員）	防犯の専門家や警察官OB等で構成され、各学校を巡回し、学校ボランティアの指導や警備のポイント等についての指導を行う。	18 73
スクール カウンセラー	学校現場において、児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの対応に当たり、児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門家。	56
ス スクール ソーシャル ワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担っている。	20 25 46 70
スタート カリキュラム	小学校へ入学した子どもが幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、主体的に自己を發揮し新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。	69

語 句		解 説	頁
タ	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うこと。	16 50 62
チ	地域サポート チーム会議	5つの中学校区ごとに、子どもと関りを持つ保護者や学校、地域や関係機関・団体などが、それぞれの持つ機能と役割を活かし、事案についての情報交換、協議、他の機関へつなぐなど、チームとして課題に対してアプローチするための会議のこと。	25 70
二	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。	14 60 76 77 78 80
ハ	バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	18 72 73
ヒ	兵庫県福祉の まちづくり条例	平成4年10月に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するための条例。	72
フ	ブックスタート	「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つことを応援する運動。	17
ヘ	ペアレント トレーニング	1960年代からアメリカを中心に始まったプログラム。 「保護者も協同治療者である」という考え方のもとに、保護者が子どもへの適切な対処の仕方について学ぶことで、子どもの行動変容や保護者のストレスの減少といった効果が示してきた。近年、病院や学校など様々な場所で取り入れられ、その効果が示されている。	66
ホ	母子・父子 自立支援員	母子家庭や寡婦の方々が抱えているさまざまな悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。ひとり親家庭又は寡婦の方を対象に、生活全般の様々な相談に応じその自立に必要なアドバイスや情報提供を行う。	21
マ	マタニティマーク	妊娠婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊娠婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊娠婦にやさしい環境づくりを推進するもの。	22 54
ヨ	幼児教育担当 指導主事	子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、質の高い幼児教育を全国の全ての子供に保障するため、幼児教育の充実や小学校教育との円滑な接	60

語 句	解 説	頁
	統、評価を含めたカリキュラム・マネジメントの実施などを行う幼児教育の指導者のこと。	
ヨ 幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化された。	1 28 29 60 61
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関相互の連携と協力体制の推進を目的として児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置される協議会。
ラ ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。	62
ワ ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。	16 50 52 61 62

2. 赤穂市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、赤穂市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第6号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3. 赤穂市子ども・子育て会議委員名簿

委嘱区分	氏 名	所 属 等	摘要
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	半 田 結	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教授	会長
	金 谷 公 子	兵庫大学・兵庫大学短期大学部保育課第一部・保育課第三部非常勤講師	副会長
子ども・子育て支援の関係団体に属する者	睦 谷 美恵子	赤穂市主任児童委員代表	
	岩 崎 由美子	赤穂市地域活動連絡協議会会長	
教育関係者	山 根 一 正	高雄小学校校長	
	中 塚 真由美	尾崎幼稚園園長	
	西 原 恵 美	学校法人兵庫カトリック学園 赤穂あけぼの幼稚園副園長	～R1.11.10
	濱 口 雅 子	学校法人兵庫カトリック学園 赤穂あけぼの幼稚園園長	R1.11.11～
保育関係者	目 木 志 子	坂越保育所所長	
	中 川 正 悟	社会福祉法人赤穂あおぞら会 あおぞら保育園園長	
子どもの保護者	山 本 靖 子	有年保育所保護者会	～R1.7.31
	片 岡 裕紀子	赤穂保育所保護者会	R1.8.1～
	佐 井 枝里子	赤穂市P T A連合会母親部会	
公募市民	氏 部 あかね	公募市民	
	高 木 稔 之		
その他市長が必要と認める者	井 上 昭 彦	連合兵庫西部地域協議会副議長 (赤穂地区担当)	
オブザーバー	中 村 剛	関西福祉大学社会福祉学部学部長	
事務局	西 田 佳 代	健康福祉部長	
	東 南 武 士	教育次長(管理)	
	名 田 よしみ	子育て健康課長	
	近 藤 雅 之	教育委員会こども育成課長	
	日 笠 二三枝	保健センター所長	
	高 見 直 樹	教育委員会生涯学習課長	
	穴 戸 崇 起	子育て健康課こども支援係長	
	山 内 陽 子	教育委員会こども育成課こども育成担当係長	

4. 策定経過

年 度	月 日	主な内容
平成30年度	1月23日 ～2月6日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
	7月2日	第1回赤穂市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール等について ・ 赤穂市子どもの生活実態調査の実施について ・ 平成30年度赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について
	7月8日 ～7月24日	子どもの生活実態調査（子ども・保護者アンケート）の実施
	8月19日 ～9月6日	子どもの生活実態調査（社会資源調査）の実施
令和元年度	9月3日	第2回赤穂市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂市子どもの生活実態調査について ・ 幼児教育・保育の無償化の概要について ・ 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について 　　計画の策定について 　　赤穂市における子どもをとりまく現状と人口推計 　　量の見込みと確保方策（案）について
	11月13日	第3回赤穂市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂市子どもの生活実態調査について ・ 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について 　　子ども・子育てを取り巻く現状と課題について 　　計画構成案について 　　計画（素案）について
	12月24日	第4回赤穂市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ パブリックコメントの実施について
	1月6日 ～2月5日	パブリックコメントの実施（意見1件）
	2月14日	第5回赤穂市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画（案）について

第2期 赤穂市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

編集発行 赤穂市健康福祉部子育て健康課

住 所 〒678-0239 兵庫県赤穂市加里屋81番地

電 話 0791-43-6808 FAX 0791-45-3396

メール kosodate@city.ako.lg.jp